
第7期
真岡市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

【素案】

平成30年3月
真岡市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定に当たって	3
1-1 計画策定の趣旨	3
1-2 計画の位置付け	4
1-3 計画期間	5
1-4 策定体制	6
(1) 計画の策定方法（庁内検討）	6
(2) 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会	6
(3) 市民の意見反映	6
(4) 介護サービス事業者の意見反映	6
1-5 介護保険制度改正のポイント	7
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	7
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	7
第2章 高齢者を取り巻く現況と課題	8
2-1 人口・世帯の推移	8
(1) 人口・高齢者比率	8
(2) 世帯の状況	11
(3) 就労状況	12
2-2 要介護認定者・介護サービスの利用状況	13
(1) 要介護認定者数の状況	13
(2) サービスの利用状況	18
(3) 給付費の状況	20
2-3 第7期計画策定に向けた課題	22
第3章 計画の基本方針	24
3-1 基本理念	24
3-2 基本目標	25
3-3 施策体系	26
3-4 日常生活圏域の設定	27
(1) 「日常生活圏域」とは	27
(2) 本市の日常生活圏域の設定について	27

3-5	第7期計画期間及び2025年度の高齢者人口等の推計	28
3-6	計画の推進と進行管理	30
(1)	計画推進の基本方針	30
(2)	計画の重点施策	31
(3)	目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	31

第2部 各論（具体施策） 33

基本目標1	健康でいきいきと暮らすことができる	35
施策1	健康づくりの推進	35
(1)	高齢期の健康づくりの推進	35
(2)	生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進	36
(3)	健康づくりを支えるための社会環境整備の推進	37
施策2	介護予防の推進	38
(1)	介護予防の普及と啓発	38
(2)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	40
施策3	生きがいづくりへの支援	42
(1)	生きがいづくり・社会活動への参画支援	42
基本目標2	共に暮らせる安心・安全な地域づくり	43
施策4	支え合いの地域づくり	43
(1)	地域支え合い体制の推進	43
施策5	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	44
(1)	高齢者の安全・安心対策	44
基本目標3	自分らしく暮らすことができる	46
施策6	認知症ケア体制の充実	47
(1)	認知症への理解を深めるための普及・啓発	47
(2)	認知症支援体制の整備	48
施策7	地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化	50
(1)	地域包括支援センターの機能強化	50
基本目標4	介護が必要となっても安心して暮らすことができる	53
施策8	在宅生活と家族への支援の推進	53
(1)	在宅生活と家族介護者への支援	53
施策9	介護サービスの基盤整備	54
(1)	施設サービス等の充実	55

(2) 居宅サービスの推進	58
(3) 地域密着型サービスの充実	61
(4) 介護給付等の適正化（市町村介護給付適正化計画）	65
(5) 介護人材の確保に向けた取組の推進	66
(6) 共生型サービスの検討	66
施策 10 在宅医療と介護の連携の推進	67
(1) 医療と介護の連携	67

第3部 介護保険事業費の見込み 69

第1章 介護事業費等の見込み	71
1-1 介護給付費・地域支援事業費等の見込み	71
(1) 介護給付費の見込み	72
(2) 総費用額の見込み	74
1-2 第1号被保険者の保険料の設定	76
(1) 介護給付費準備基金取崩しによる負担軽減策	76
(2) 保険料段階の設定	77
(3) 低所得者等への対応	78

資料編 79

資料1：市民アンケート調査結果の概要	81
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	81
(2) 在宅介護実態調査結果の概要	87
資料2：事業所アンケート調査結果の概要	90
資料3：用語の説明	92

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨

本市の65歳以上の人口（住民基本台帳）は、平成29年10月1日現在20,089人、高齢化率は24.8%と、市民の4人に1人が65歳以上となり、高齢化が進行しており、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者、要支援・要介護認定者等、生活上の支援や介護等を必要とする人が増加しています。

このような高齢化の進行等を背景に、「団塊の世代」のすべての方が75歳以上となる2025年度に向け、地域包括ケアシステムの実現と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方として、本市は平成27年3月に「第6期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的な高齢者福祉施策を進めてきました。

一方、国においては、2025年度を見据えて、介護保険法の一部改正（平成29年6月公布）が行われており、地域包括ケアシステムの深化・推進として、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進等とともに、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を図ることとしています。また、介護保険制度の持続可能性の確保を図るため、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等を行うこととしています。

更に、国は認知症施策に関して、平成29年7月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を改訂し、2017（平成29）年度末までの数値目標を2020年度末までに更新する等の見直しが実施されています。

このような国の動向等を踏まえ、介護保険法の一部改正等に基づき、「共に生きる」という考えを基本理念とし、“こころ”の豊かさや“質”の高い福祉社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で、家族とともに尊厳をもって安心して暮らし続けることができるよう、「第7期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」）」を策定するものです。

1-2 計画の位置付け

①法的根拠

- 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。
- 介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。
- 「高齢者保健福祉計画」は、平成 20 年施行の老人保健法全面改正に伴い、市町村の策定義務がなくなりましたが、「健康づくり」など、本計画には高齢者保健福祉計画の施策の一部を含めた計画となっています。

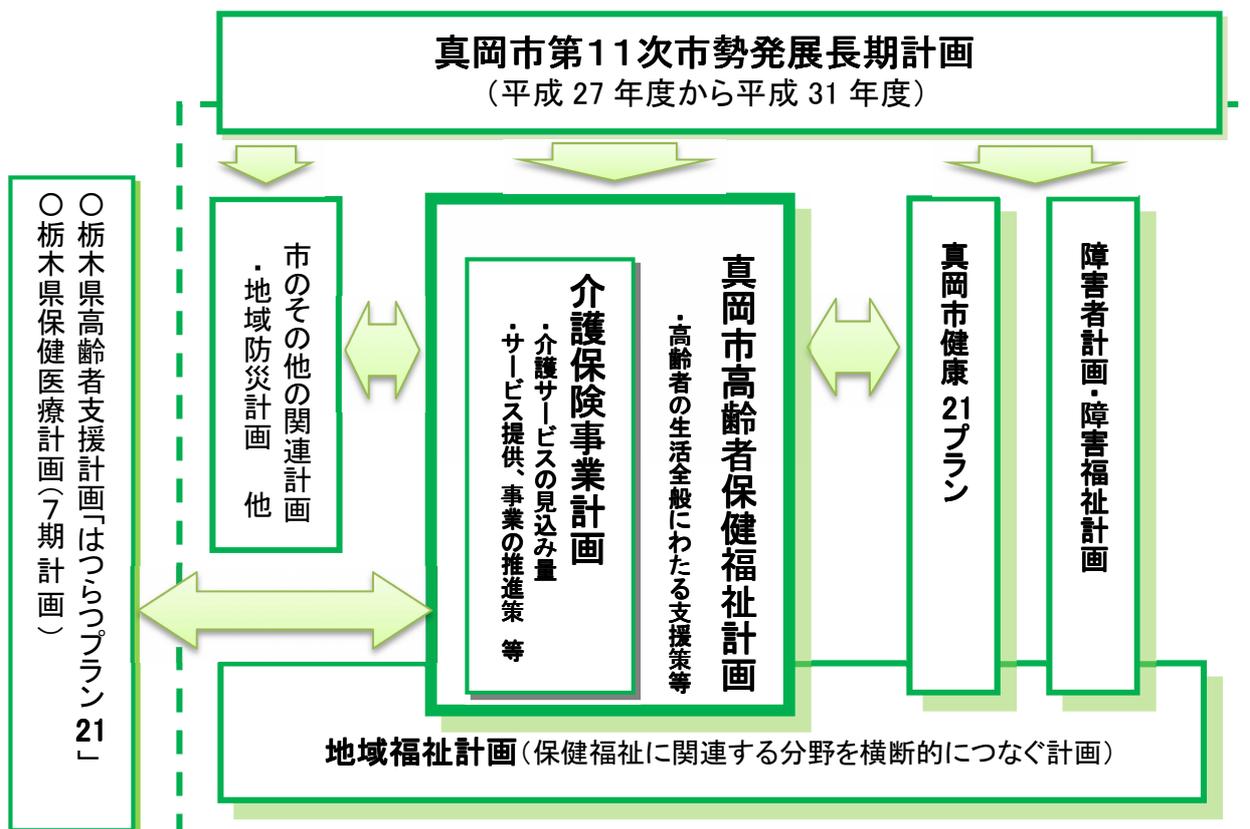
②関連計画

- 「真岡市第 11 次市勢発展長期計画」の施策を踏まえ、「地域福祉計画」や健康増進法に基づく「真岡市健康 21 プラン」等と調和のとれた計画として策定したものです。

③その他

- 国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

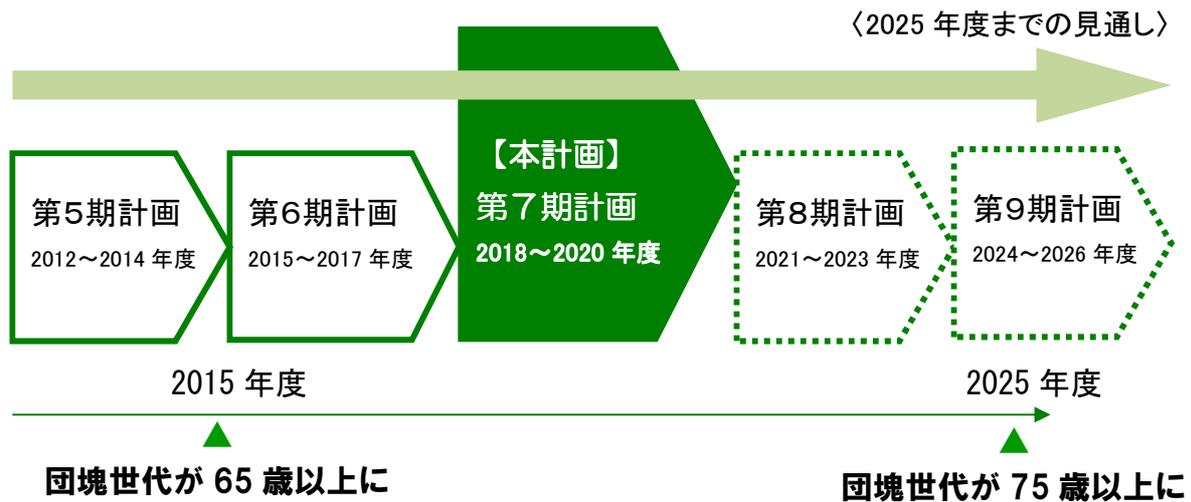
■各計画との関係図



1-3 計画期間

計画の期間は、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間です。

本計画以後の計画は、「団塊の世代」のすべての方が75歳以上になる2025年度までのサービス・給付・保険料水準を考慮し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



1-4 策定体制

(1) 計画の策定方法（庁内検討）

本計画の策定方法は、本市の関係部課の職員で構成する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画専門部会」において、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の原案を作成し、関係部課長で構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で検討を加え策定しました。

(2) 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者などにより構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」を設置し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について意見を聴取しました。

(3) 市民の意見反映

①公募委員及びパブリックコメント

「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」において、被保険者である4人の公募委員を含む、18人の懇話会委員から多くの意見・要望を伺うとともに、パブリックコメントによる意見の募集を行い、市民の意見が反映されるよう配慮し、策定しました。

②市民アンケート調査

計画策定に当たり、前年度に高齢者の日常生活及び介護ニーズ等を把握するため、65歳以上の市民を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。（資料編参照）

(4) 介護サービス事業者の意見反映

計画策定に当たり、介護サービス事業者の現状・課題・今後の取組意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。（資料編参照）

1 - 5 介護保険制度改正のポイント

【目的】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにします。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

- ・ 財政的インセンティブの付与の規定を整備
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）

② 医療・介護の連携の推進等

- ・ 医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設（※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長）

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・ 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置付ける。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

2割負担者のうち、特に所得の高い層（合計所得金額 340 万円以上、夫婦世帯の場合 463 万円以上）の負担割合を3割とする。〔平成 30 年8月～〕

② 介護納付金への総報酬割の導入

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40 歳～64 歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」とする。【平成 29 年8月～】

第2章 高齢者を取り巻く現況と課題

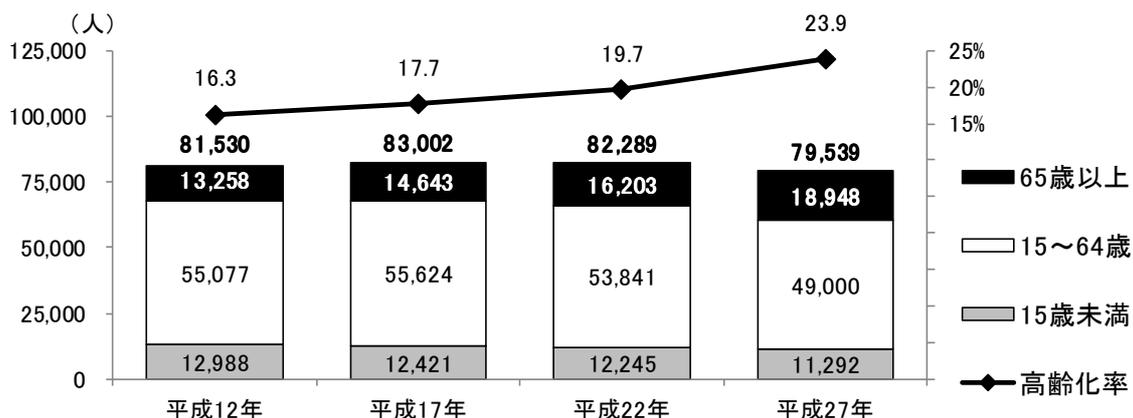
2-1 人口・世帯の推移

(1) 人口・高齢者比率

① 高齢者人口の推移

- 平成12年以降の本市の総人口は、平成17年の83,002人をピークに減少傾向にあります。一方、高齢者人口は平成12年には13,258人でしたが、平成27年には18,948人と、約1.4倍に増加しています。
- 高齢者年齢3区分別人口の推移をみると、65～74歳は平成12年比で1.3倍、75～84歳は1.4倍、85歳以上は2.0倍となっています。
- 高齢化率は、平成12年には16.3%でしたが、平成27年には23.9%となっています。

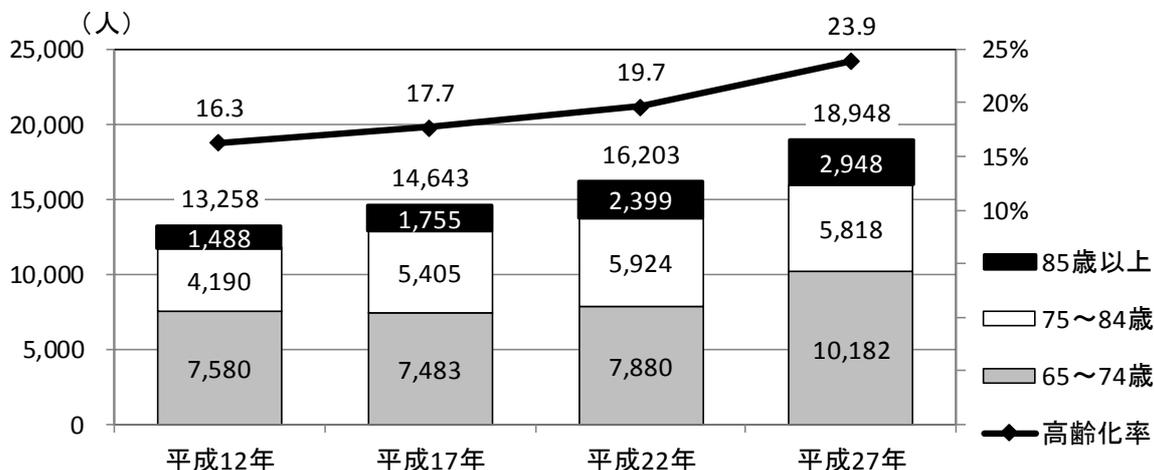
■ 総人口の推移



※総人口は年齢不詳を含む。旧二宮町を含む人口。

資料：住民基本台帳（10月1日）

■ 高齢者年齢区分別人口の推移

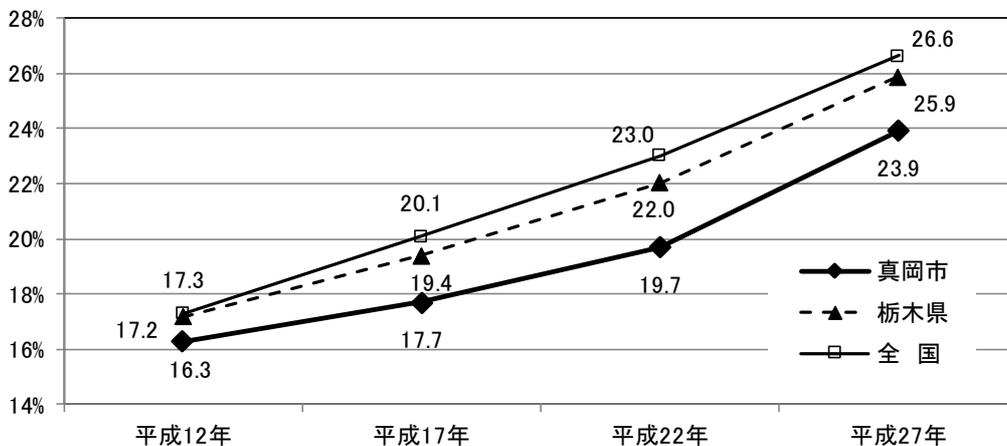


資料：国勢調査（各年10月1日）

② 県平均・全国平均との比較

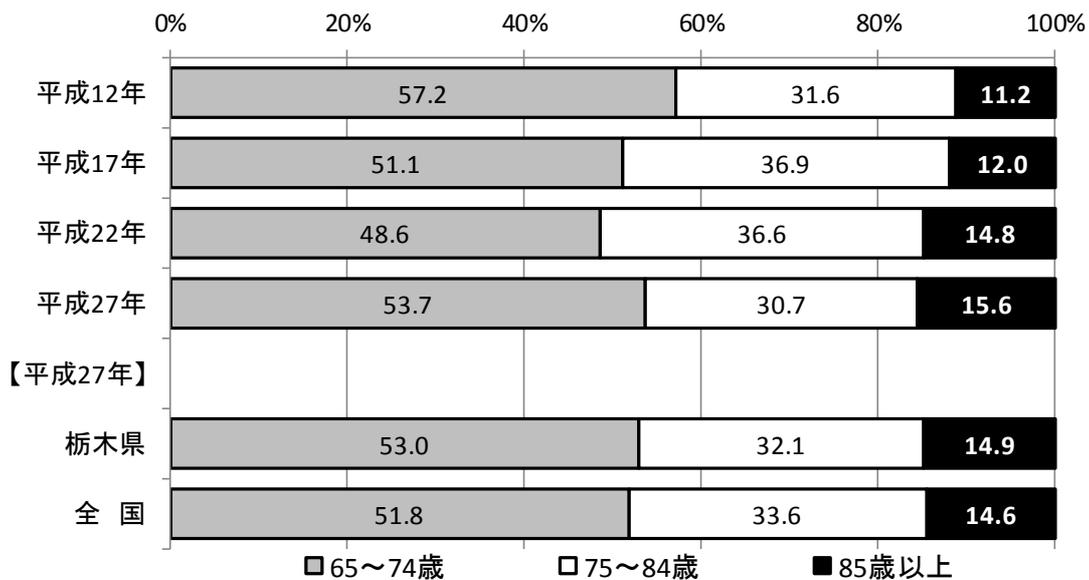
- 高齢化率を栃木県平均、全国平均と比較すると、2～3ポイント弱低くなっています。
- 高齢者の年齢区分別比率の推移をみると、65～74歳の比率は減少して推移し、平成22年に48.6%となりましたが、その後、団塊の世代が65歳以上となり、平成27年には53.7%となっています。一方、75～84歳の比率は増加傾向でしたが、平成22年以降減少に転じています。また、85歳以上は増加傾向にあります。
- 平成27年10月現在の年齢区分別の比率を栃木県、全国と比較すると、85歳以上の比率がやや高くなっています。

■ 高齢化率推移と比較



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 高齢者年齢区分別比率の推移と比較

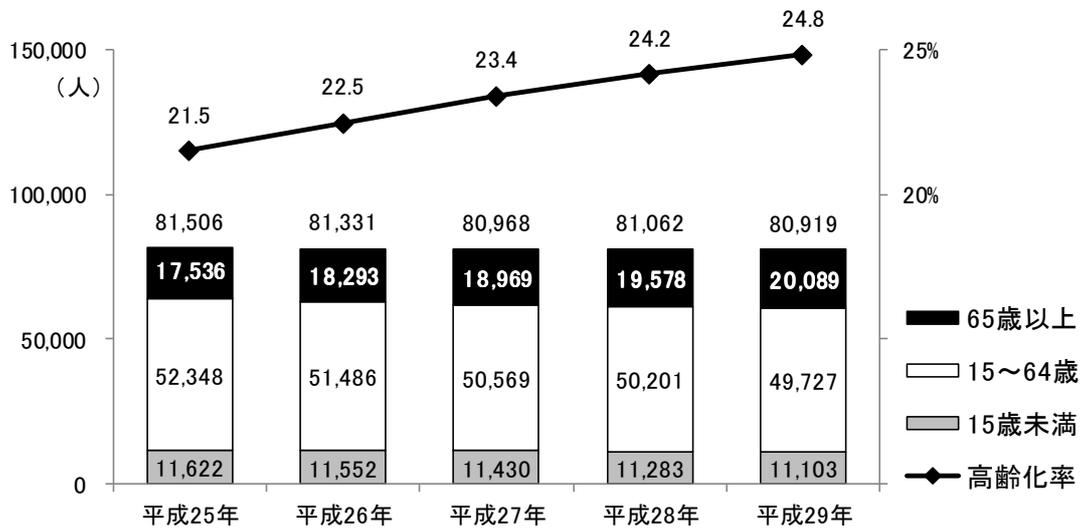


資料：国勢調査（各年10月1日）

③近年の高齢者人口の推移（住民基本台帳）

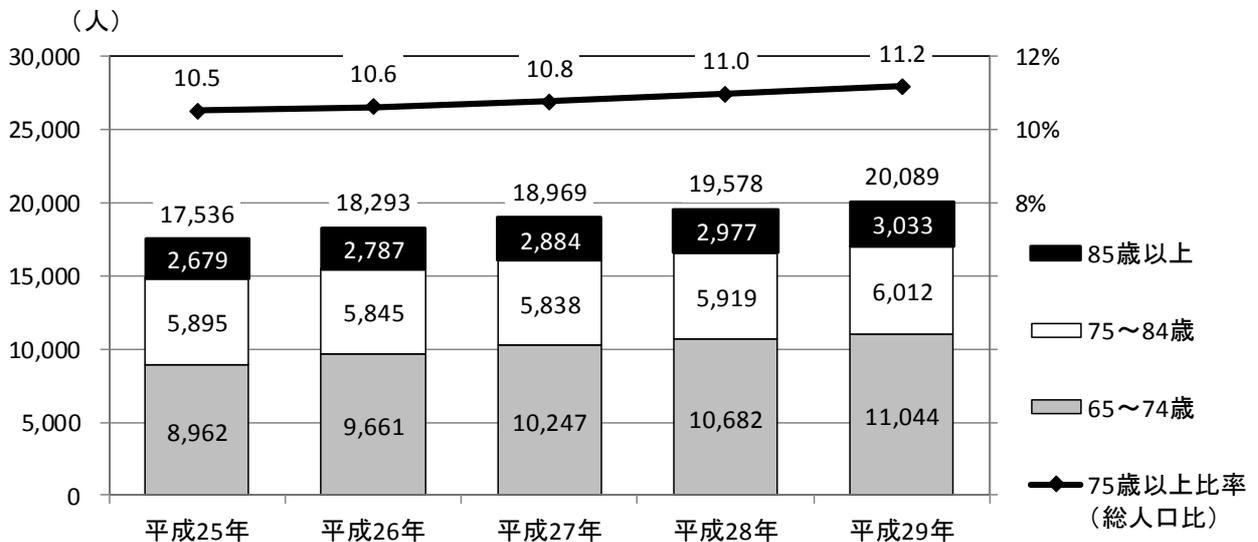
- 平成 25 年以降の住民基本台帳人口の推移をみると、総人口は 81,000 人前後で推移しています。高齢者人口は増加しており、平成 29 年 10 月現在、20,089 人、高齢化率は 24.8%となっています。
- 高齢者の年齢 3 区分別人口をみると、平成 29 年 10 月現在、65～74 歳は 11,044 人、75～84 歳は 6,012 人、85 歳以上は 3,033 人で、総人口に対する 75 歳以上の割合は 11.2%となっています。

■住民基本台帳人口の推移



資料：住民基本台帳（10月1日）

■高齢者年齢 3 区分人口の推移

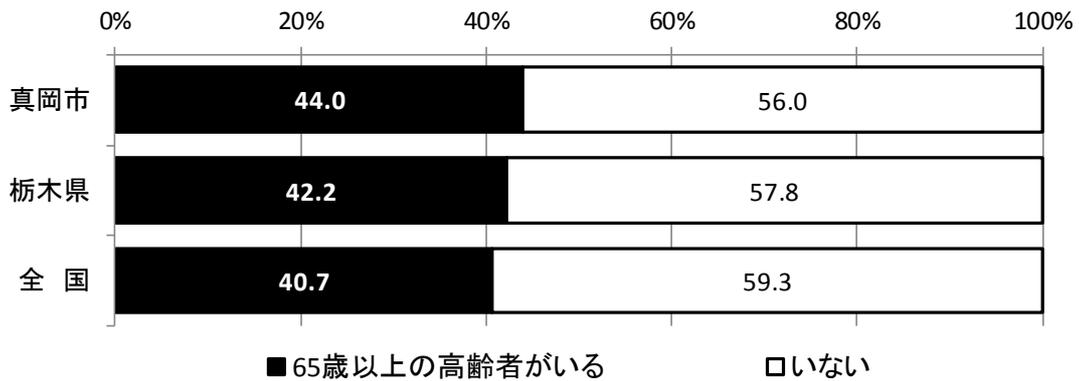


資料：住民基本台帳（10月1日）

(2) 世帯の状況

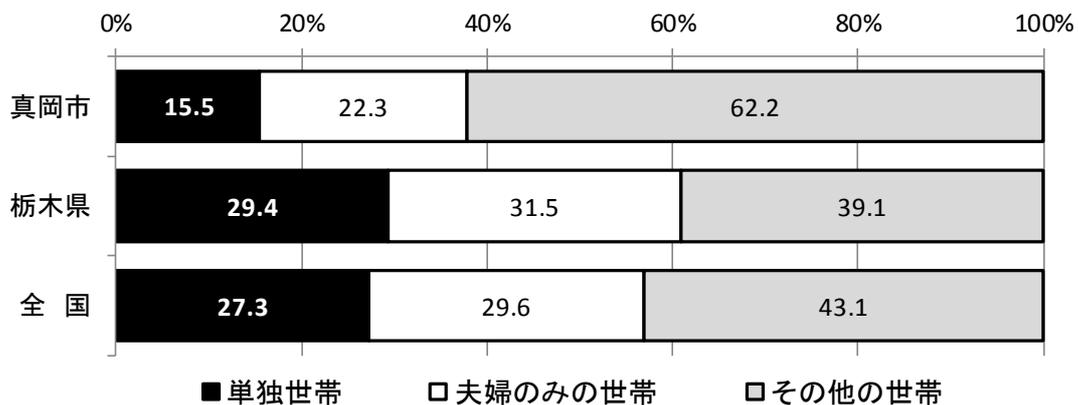
- 65歳以上の高齢者のいる一般世帯総数は12,274世帯（平成27年10月現在）で、一般世帯総数（27,915世帯）に対する比率は44.0%で、栃木県平均、全国平均よりもやや高い割合です。
- 高齢者のいる世帯の家族類型別比率をみると、栃木県、全国と比べて「単独世帯」の比率が低く、「その他の世帯」の比率が高くなっています。

■ 65歳以上の高齢者のいる世帯比率の比較



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 65歳以上の高齢者のいる一般世帯の家族類型別比率の比較

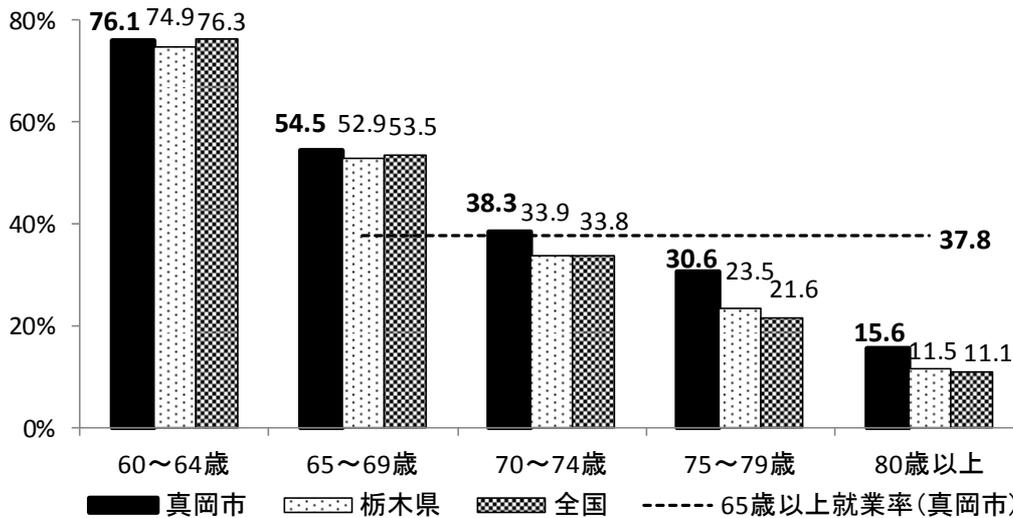


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 就労状況

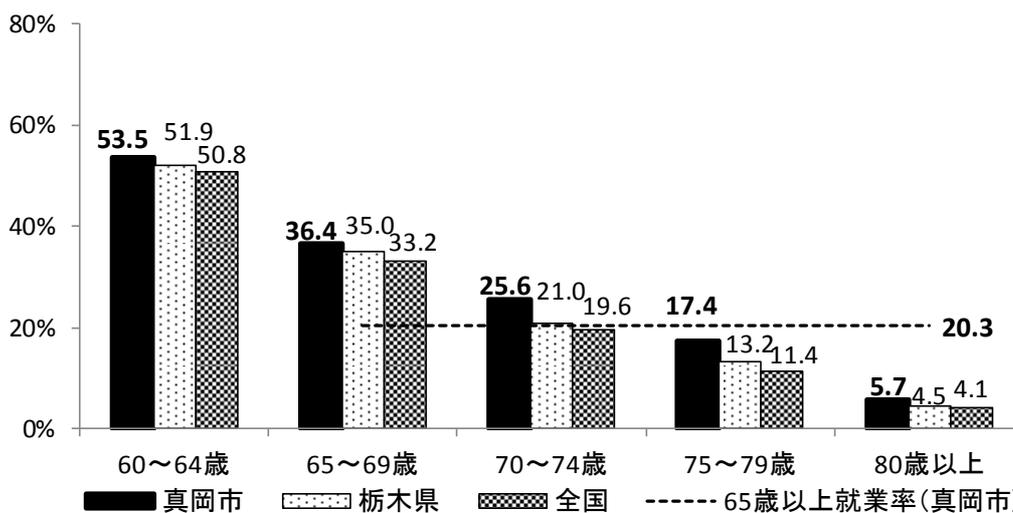
- 65歳以上の就業率をみると、男性は37.8%、女性は20.3%となっています。
- 男女年齢区分別にみると、「60～64歳」では男性の8割弱、女性の5割強、「65～69歳」では男性の5割強、女性の4割強が働いています。
- 就業率を栃木県や全国平均と比較すると、男女ともに各年齢でやや高い割合となっています。

■男性・年齢階層別 就業率（平成27年）



資料：国勢調査（各年10月1日）

■女性・年齢階層別 就業率（平成27年）



資料：国勢調査（各年10月1日）

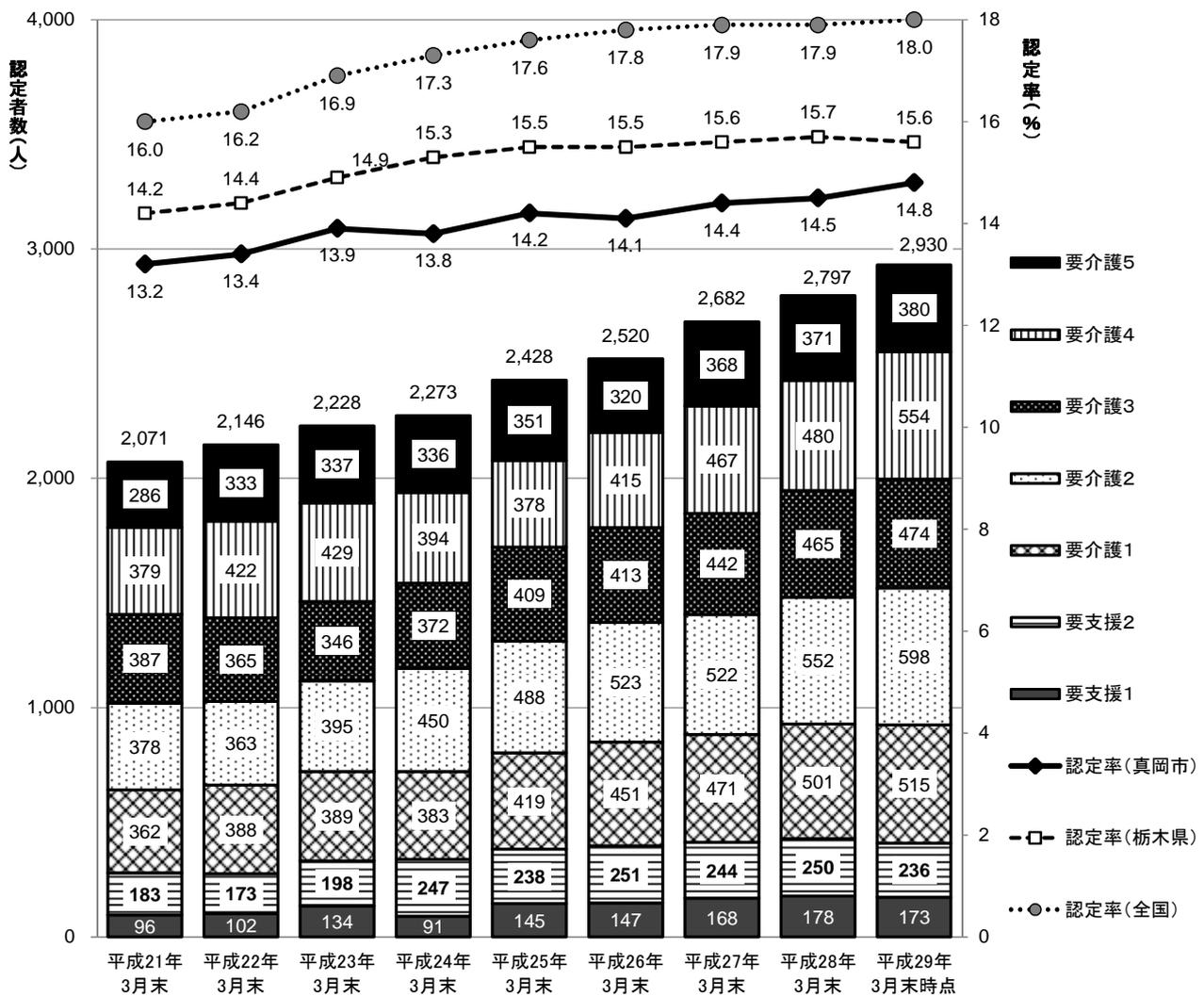
2-2 要介護認定者・介護サービスの利用状況

(1) 要介護認定者数の状況

① 要介護認定者数の推移

- ・ 要介護（支援）認定者数は、増加の一途で、平成 29 年 3 月末時点で 2,930 人となっています。
- ・ 平成 29 年 3 月末現在の認定率は 14.8% で、栃木県平均、全国平均よりも低くなっています。

■ 要介護（支援）認定者数と認定率の推移（第 1 号被保険者）

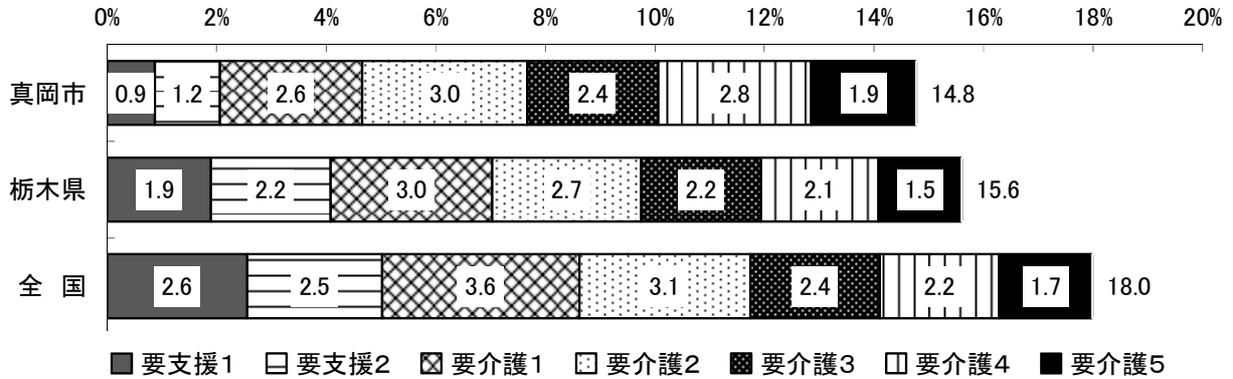


資料：平成20年度から平成26年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
平成27年度以降：「介護保険事業状況報告（月報）」 ※認定者数は第2号被保険者を除く

②要介護認定率の比較（全国・栃木県）

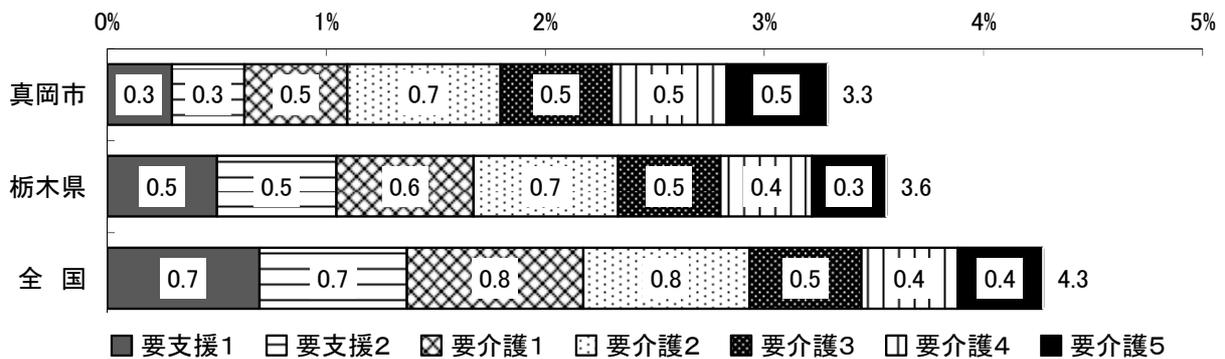
- 前期後期別に認定率をみると、前期高齢者は 3.3%、後期高齢者は 28.7%で、全国平均、栃木県平均と比較すると低い値です。

■第1号被保険者の認定率の比較



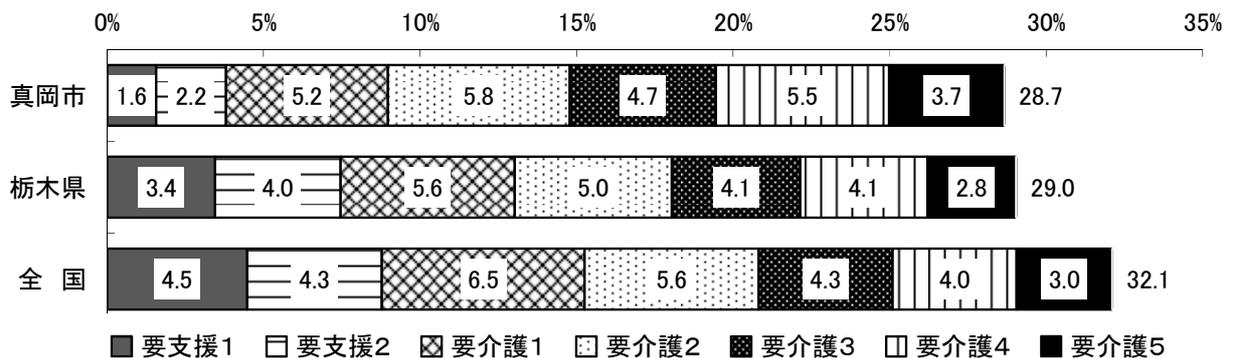
資料：介護保険事業報告月報（平成29年3月）

■前期高齢者の認定率の比較



資料：介護保険事業報告月報（平成29年3月）

■後期高齢者の認定率の比較

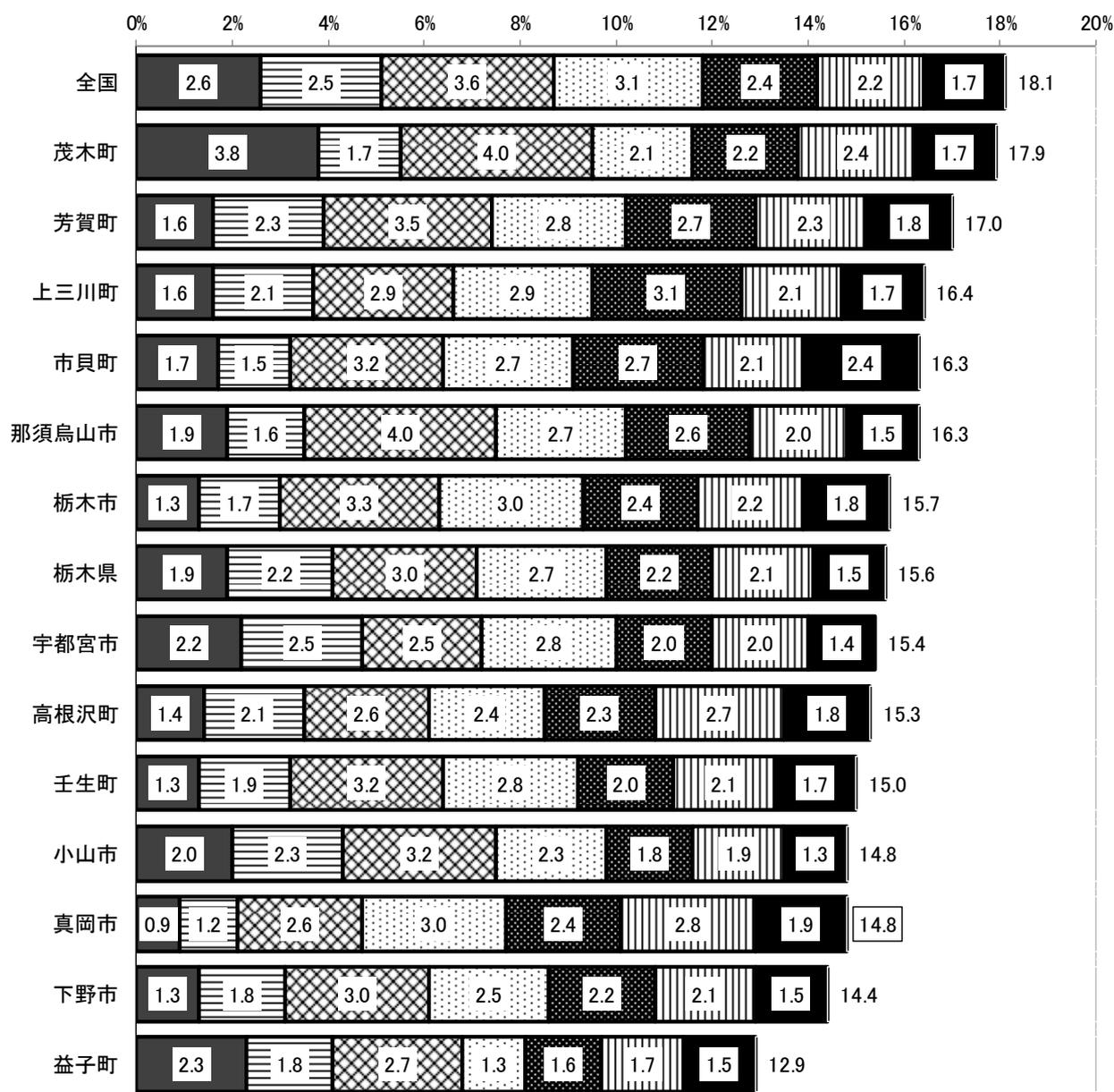


資料：介護保険事業報告月報（平成29年3月）

※要介護度別の認定率は小数点第2以下を四捨五入しているため、合計値（平均認定率）と一致しない場合がある。

- ・県内の近隣保険者と比較をすると、益子町（12.9%）、下野市（14.4%）に次いで低い値です。

■県内近隣保険者（市町）との認定率の比較（平成28年度）



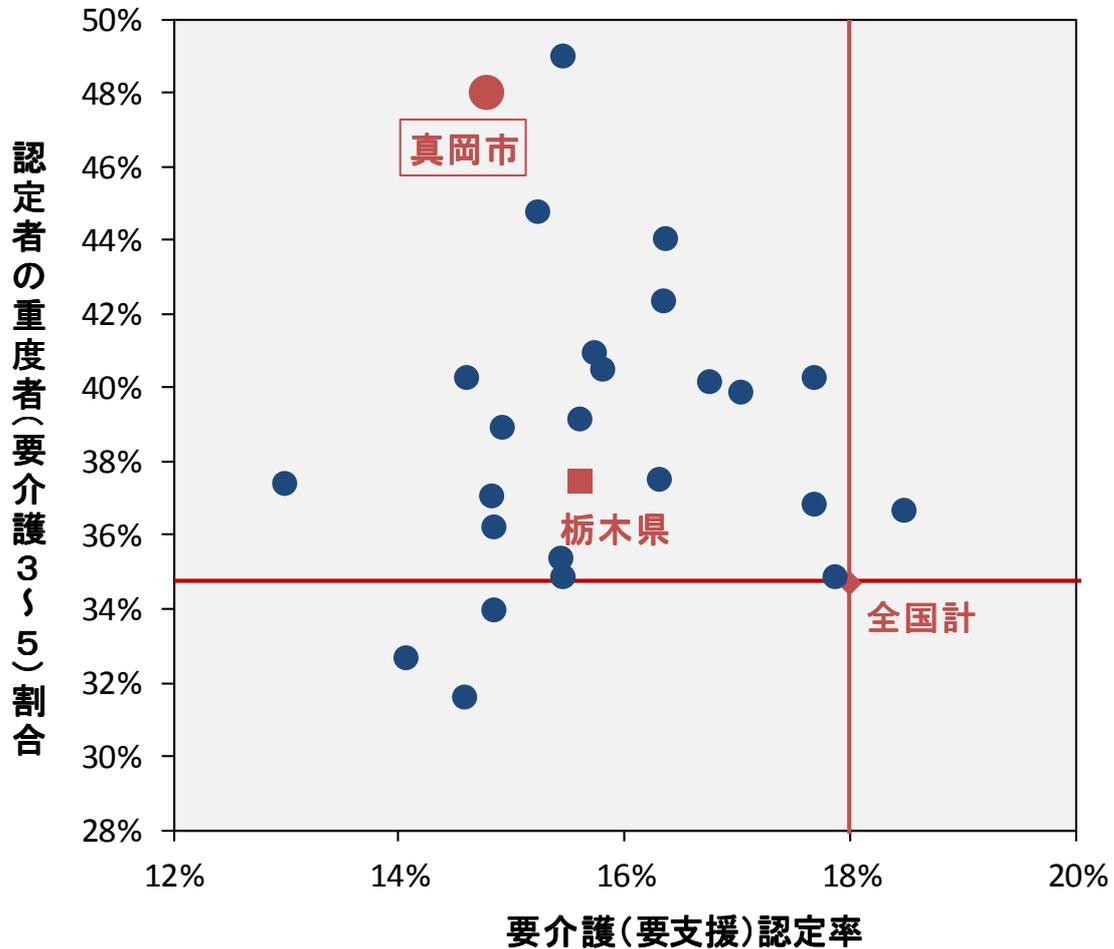
■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（時点：平成29年3月）

③要介護認定率の構造特性

- ・認定率は低い割合である一方で、重度者（要介護3～5）は高い割合です。

■認定率と認定者の重度者（要介護3～5）の割合（県内・全国比較）



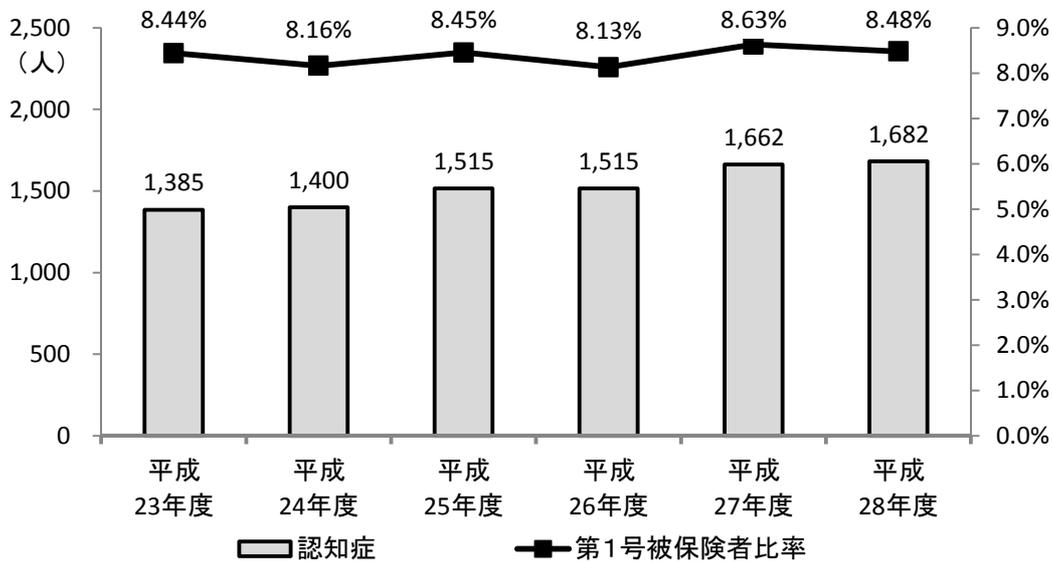
資料:介護保険事業報告月報(平成29年3月)

④認知症高齢者の状況

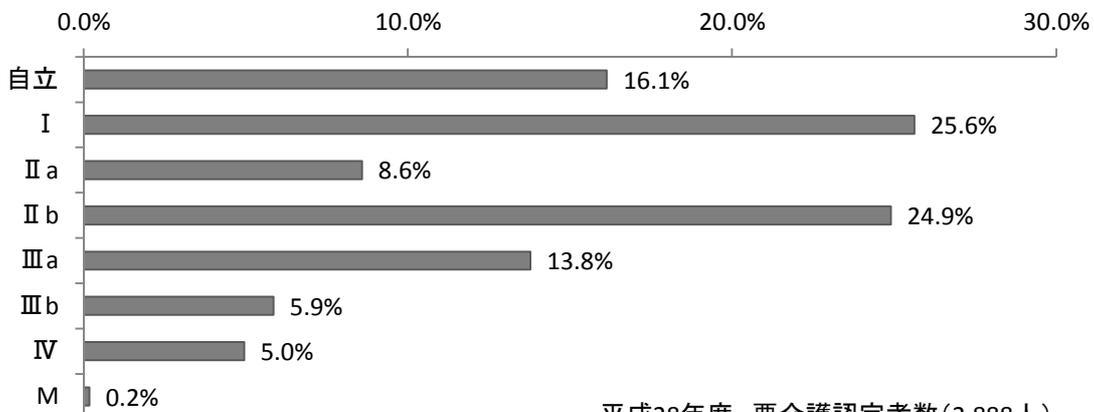
認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症高齢者（ランクⅡa以上）の推移をみると、増加傾向にあり、第1号被保険者に対する割合は8.5%前後で推移しています。

また、ランク別の割合をみると、「自立」は16.1%、「ランクⅠ（何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している）」は25.6%で、「ランクⅡ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても誰かが注意していれば自立できる）」以上の認知症状がみられる割合は58.4%となっています。

■認知症高齢者の推移



■ランク別の割合（平成28年度）



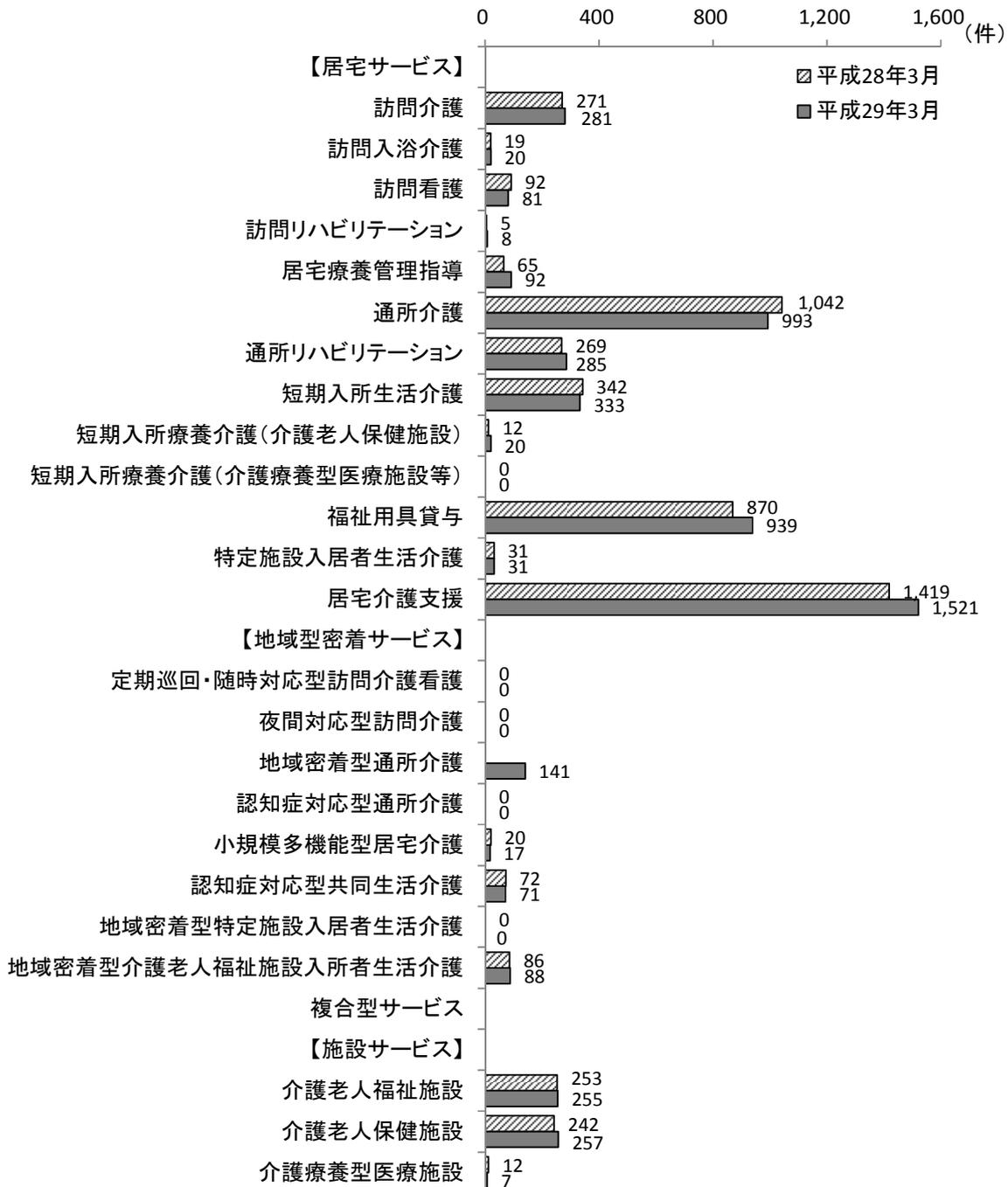
平成28年度 要介護認定者数(2,888人)

資料：認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度」

(2) サービスの利用状況

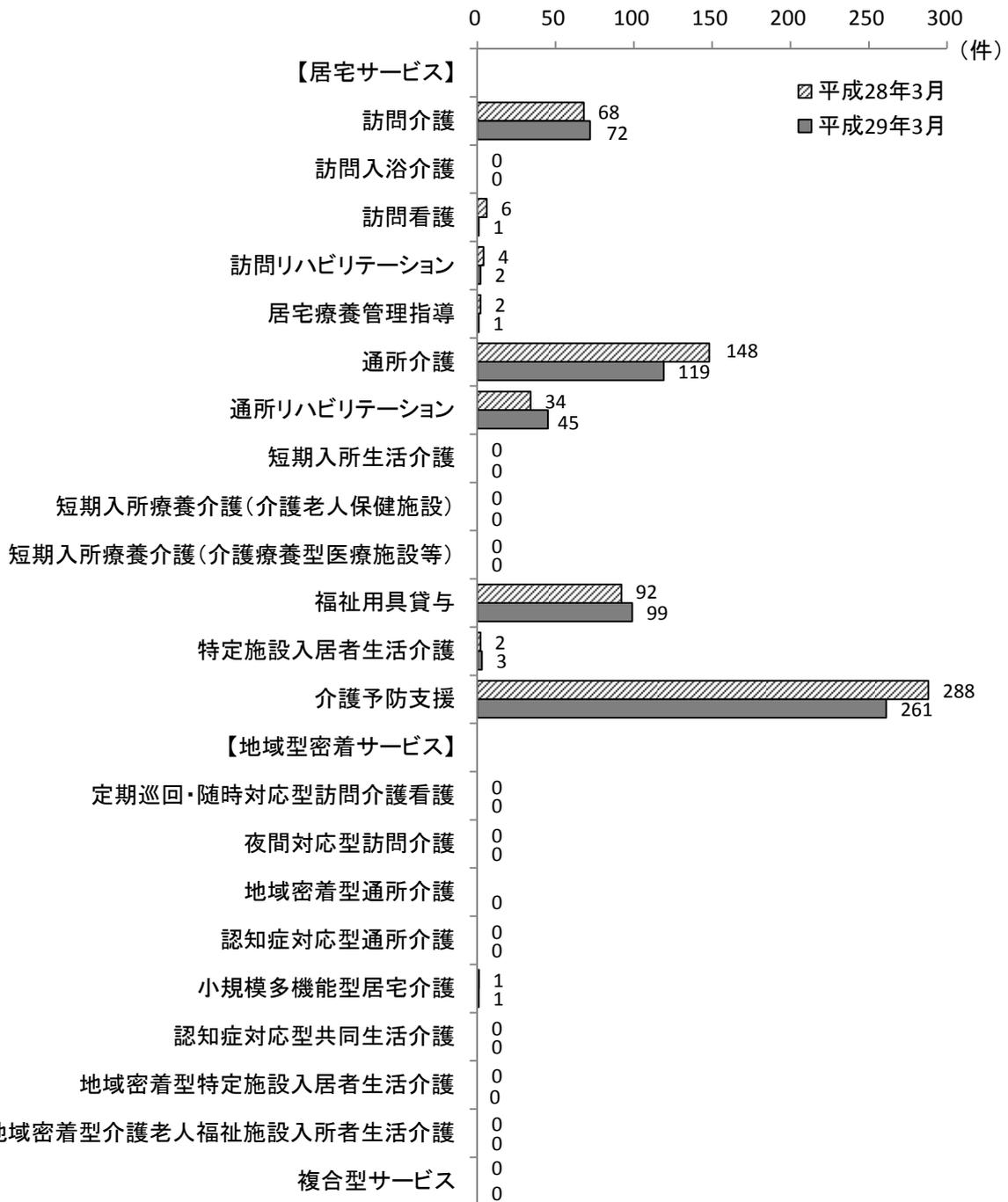
- サービス別利用件数をみると、居宅サービスでは、介護給付・予防給付ともに「通所介護」「福祉用具貸与」「訪問介護」が多くなっています。また、介護給付では、「短期入所生活介護」も利用件数が多くなっています。
- 施設サービスでは、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」の件数が多くなっています。

■ 1月あたりのサービス別利用件数（介護給付）



資料：介護保険事業報告月報（各年3月）

■ 1月あたりのサービス別利用件数（予防給付）



※予防給付のサービス名の「介護予防」は省略して表示しています。

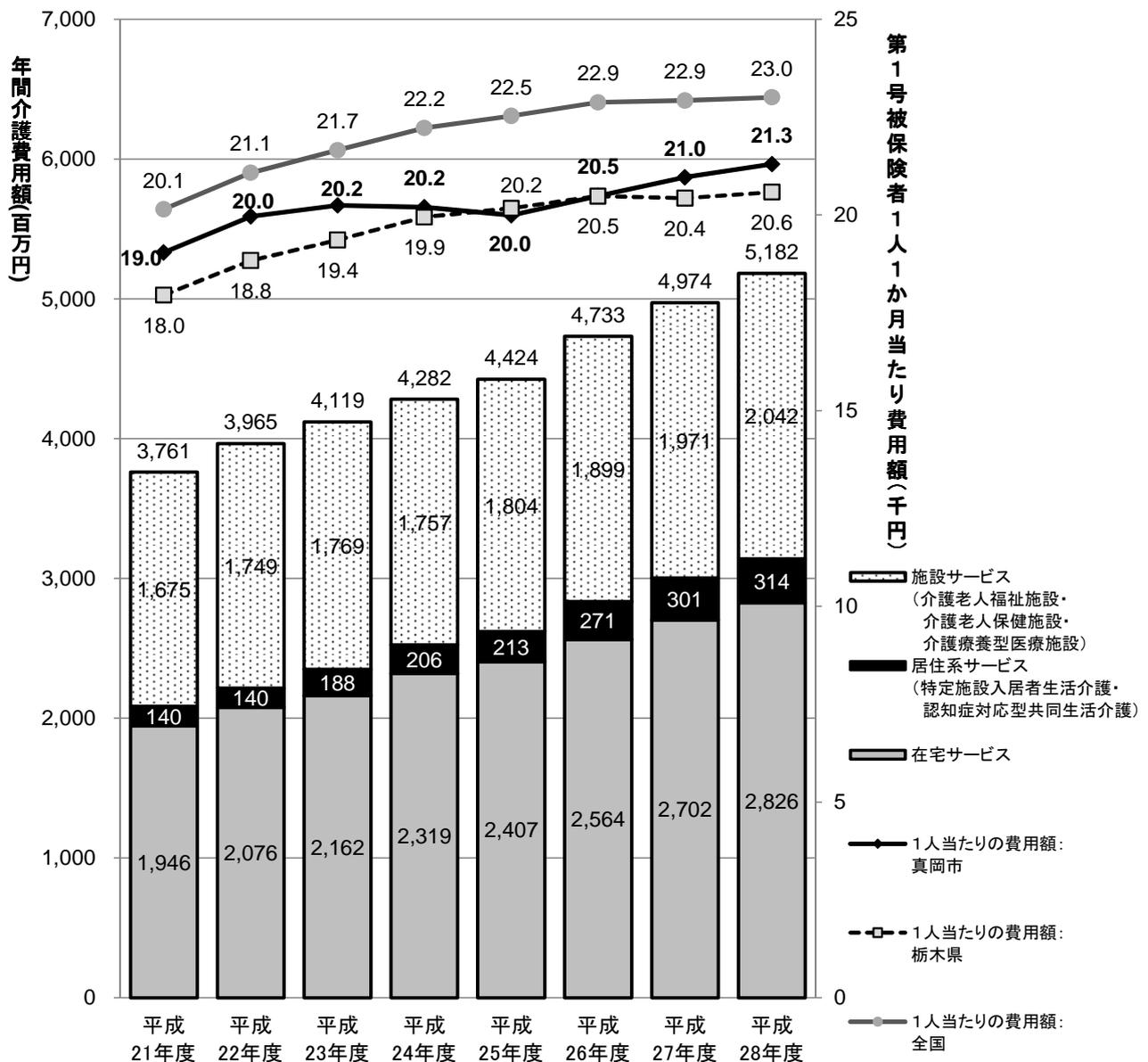
資料：介護保険事業月報（各年3月）

(3) 給付費の状況

① 給付費の推移

- ・給付費の推移をみると、増加の一途で、平成28年度は、51億8,200万円となっています。
- ・第1号被保険者1人1か月当たりの費用額は、平成25年度以降、増加傾向にありますが、全国平均よりも低くなっています。

■ 給付費の推移



資料:【費用額】平成20年度から平成26年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

平成27年度以降:「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計(※補足給付は費用額に含まれていない)

※【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における

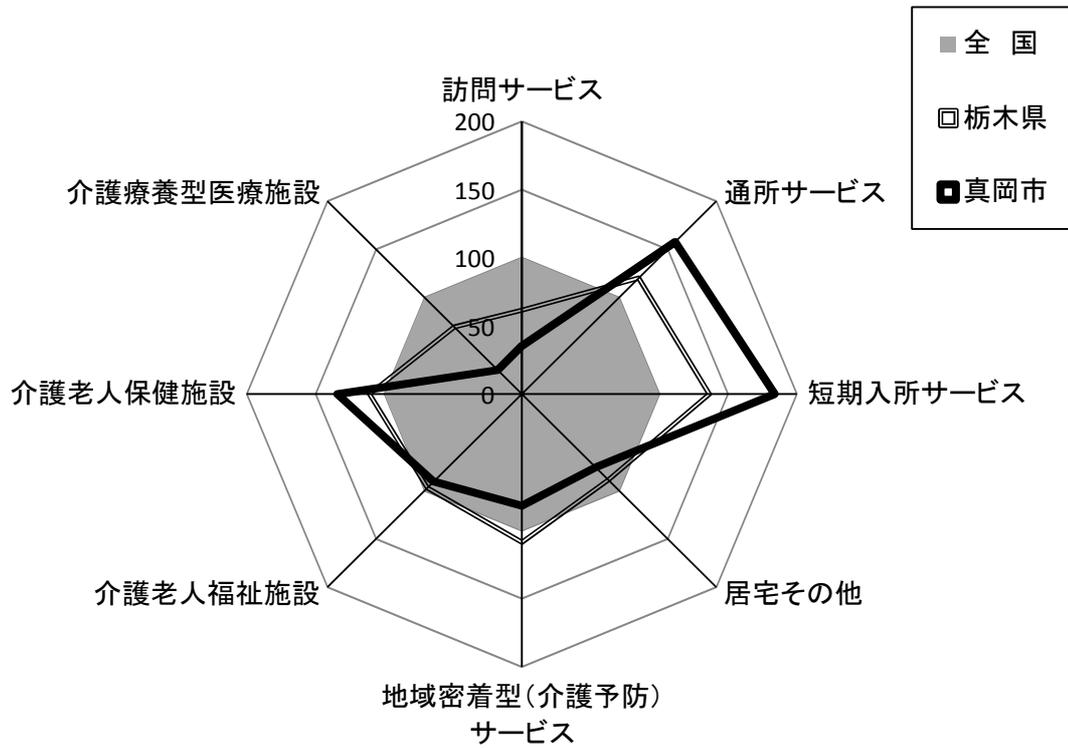
費用額を「介護保険事業状況報告(月報)」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出。

※費用額の合計値は百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計値が一致しない場合がある。

②給付費の構造

- 給付費の構造を全国と比較すると、通所サービス、短期入所サービス、介護老人保健施設の給付が高く、一方、訪問サービス、介護療養型医療施設の給付が低くなっています。

■給付構造分析（全国水準構成比=100）



資料:介護保険事業報告月報(平成29年3月)

2-3 第7期計画策定に向けた課題

ここでは、第6期介護保険事業計画の施策の取組状況、人口・世帯や社会の動向、サービスの利用状況、アンケート調査結果をもとにし、総括的に今後3年間（2018（平成30）年度～2020年度）に取り組むべき課題を整理します。

①元気な高齢者が、地域でいきいきと活躍できるまちづくり

いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化は加速しましたが、一方、元気な高齢者は、地域社会の担い手としても期待できます。介護保険制度では、従来の専門家による予防や介護に加え、地域における見守りや支え合いなど、地域の状況に合わせて高齢者の生活全体を包括的に支える仕組みを築き上げていくことが求められています。その担い手として期待されるのが、元気な高齢者です。

②介護予防の推進

本市の要介護認定率は、栃木県平均、全国平均と比べてやや低い位置にありますが、要介護（要支援）認定者数、認定率は右肩上がり増加しています。

一方で、介護予防に取り組んでいる一人一人の状況は、個人差はありますが、確実に効果がみられることから、更なる介護予防の推進が必要です。

③地域包括ケアの推進

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤生活支援の5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を目指すこととしています。

また、アンケート調査結果によると、近所づきあいや日常生活の状況など、地域による特性の違いもみられることから、地域の特性に合わせた地域包括ケア体制を充実していく必要があります。

④認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくり

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくには、地域全体で認知症高齢者とその家族を見守り、支えていくための体制が必要です。

今後、高齢者の増加とともに認知症高齢者も増えることが予測されるため、認知症高齢者やその家族等に対する支援の充実が必要です。

また、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する人を一人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために「認知症サポーター養成講座」など、支援の担い手の育成を行うことも重要となっています。

⑤保険者機能の強化とサービスの質の向上

第6期介護保険事業計画の期間（平成 27～29 年度）においては、旧来の小規模デイサービス（定員が 18 名以下）の事業所が、地域密着型通所介護に移行しました。また、平成 30 年度から、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲されます。

このようなことから、居宅介護支援事業所やサービス事業者、介護保険施設等との一層の連携強化を図りながら、サービスの質の向上を図ることが重要です。

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念

基本理念（本市が目指す高齢者社会の姿）

高齢者がすこやかにいきいきと
安心して幸せに暮らせる社会

本計画は、真岡市第11次市勢発展長期計画の基本方針の一つである「健康と福祉のまちづくり」を踏まえつつ、現行計画を継承し、「高齢者がすこやかにいきいきと安心して幸せに暮らせる社会」を基本理念として、高齢者の社会参加や生きがいづくり活動を支援するとともに、介護予防を推進し、高齢者の健康的な生活の支援を図ります。

また、認知症、一人暮らしの高齢者等の増加に対応し、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、本市の実情に合った『地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

3-2 基本目標

基本目標1：健康でいきいきと暮らすことができる

高齢者をはじめ、すべての市民がいつまでも要介護状態にならず健康で生きがいに満ちた生活を送るために、介護予防の意識を高め、高齢者自らが身近な地域で主体的に、また、地域と連携した健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを推進します。

基本目標2：共に暮らせる安心・安全な地域づくり

一人暮らしや夫婦のみで生活する高齢者世帯が増加しています。こうした家族構造の変化に対応するため、福祉、保健、医療の各サービス機関の連携による包括的な支援（地域包括ケア）体制の充実を図るとともに、地域住民による声かけや見守り活動等、支え合いによる地域づくりを推進します。

基本目標3：自分らしく暮らすことができる

福祉、保健、医療の各サービス機関の連携による包括的な支援（地域包括ケア）体制の充実を図るとともに、要介護状態や認知症の有無に関わらず、その人の意思を尊重し、自分らしくいきいきとした生活が送れるよう支援します。

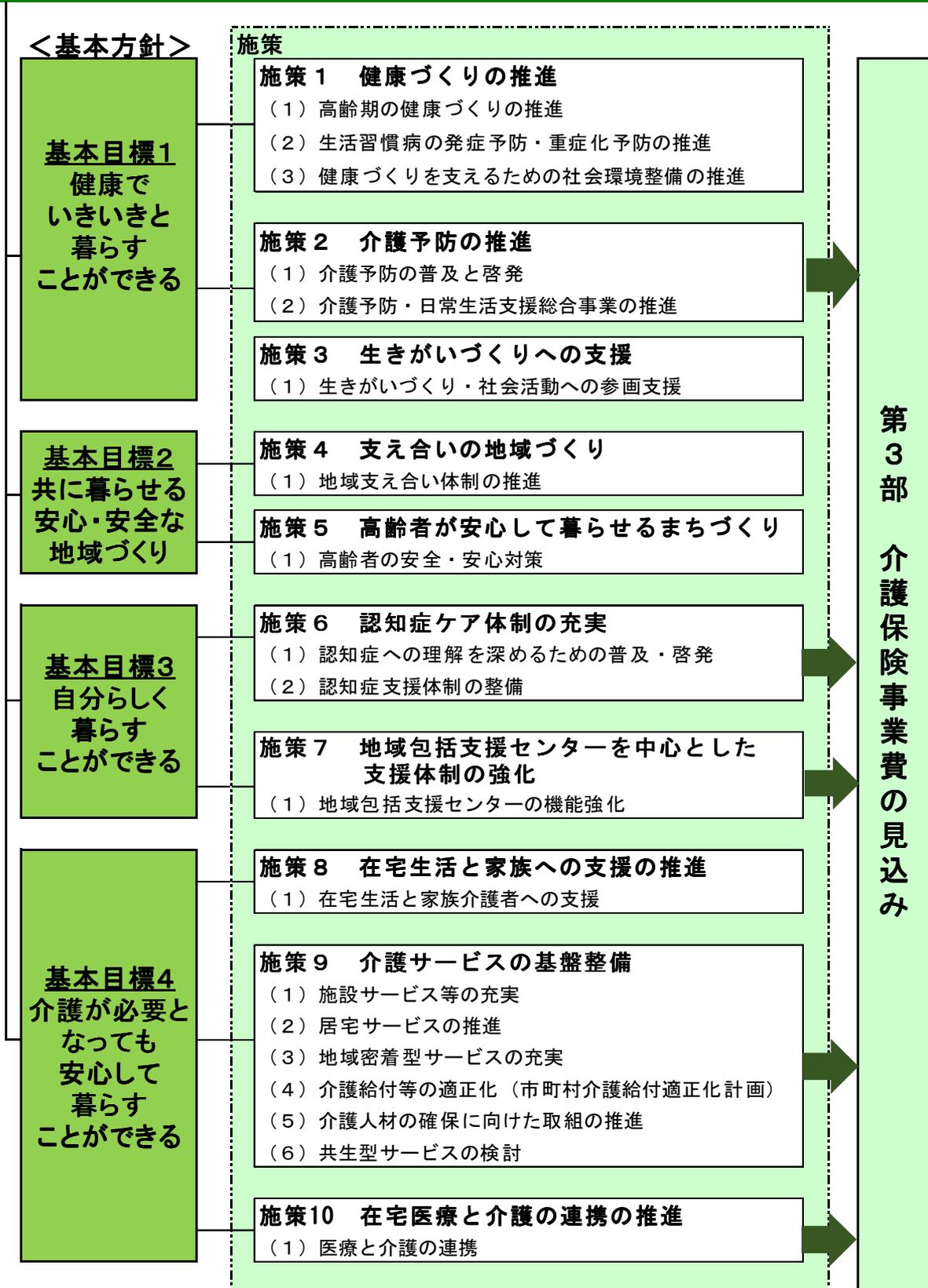
基本目標4：介護が必要となっても安心して暮らすことができる

介護保険制度の大きな理念は“自立支援”です。自立支援とは「介護を必要としない」ことではなく、その人の意志を尊重して、その人がもつ能力を最大限に活かした介護を行うということです。そのため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう在宅や施設サービスの基盤整備を図るとともに、サービスの質の向上に取り組めます。

3-3 施策体系

<基本理念>

高齢者がすこやかにいきいきと安心して幸せに暮らせる社会



3-4 日常生活圏域の設定

(1) 「日常生活圏域」とは

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

「日常生活圏域」はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

(2) 本市の日常生活圏域の設定について

本市の「日常生活圏域」については、第6期計画で設定した7圏域の設定を見直し、真岡圏域、山前圏域、大内圏域、中村圏域、二宮圏域（久下田地区、長沼地区、物部地区）の5つの圏域とし、各圏域における地域特性と課題の把握に努め、地域密着型サービスの計画的な整備等に努めます。



圏域	真岡圏域	山前圏域	大内圏域	中村圏域	二宮圏域	市全体
人口	37,767	8,224	6,640	12,843	15,445	80,919
世帯数	15,361	2,780	2,212	4,804	5,433	30,590
高齢者のみ世帯	1,241	228	190	391	477	2,527
高齢者一人暮らし世帯	1,214	212	153	284	450	2,313
高齢者人口 (高齢化率)	7,924 (21.0%)	2,551 (31.0%)	2,071 (31.2%)	3,116 (24.3%)	4,427 (28.7%)	20,089 (24.8%)
前期高齢者人口 (人/%)	4,625 (12.2%)	1,369 (16.6%)	1,075 (16.2%)	1,773 (13.8%)	2,202 (14.3%)	11,044 (13.6%)
後期高齢者人口 (人/%)	3,299 (8.7%)	1,182 (14.4%)	996 (15.0%)	1,343 (10.5%)	2,225 (14.4%)	9,045 (11.2%)
要介護認定者数 (認定率)	1,061 (13.4%)	410 (16.1%)	319 (15.4%)	487 (15.6%)	756 (17.1%)	3,033 (15.1%)

資料：人口、世帯数、高齢者人口は、住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

要介護認定者数は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」（平成29年9月末日現在）

高齢者のみ世帯数、高齢者一人暮らし世帯数は、民生委員による実態調査（平成30年4月1日見込数）

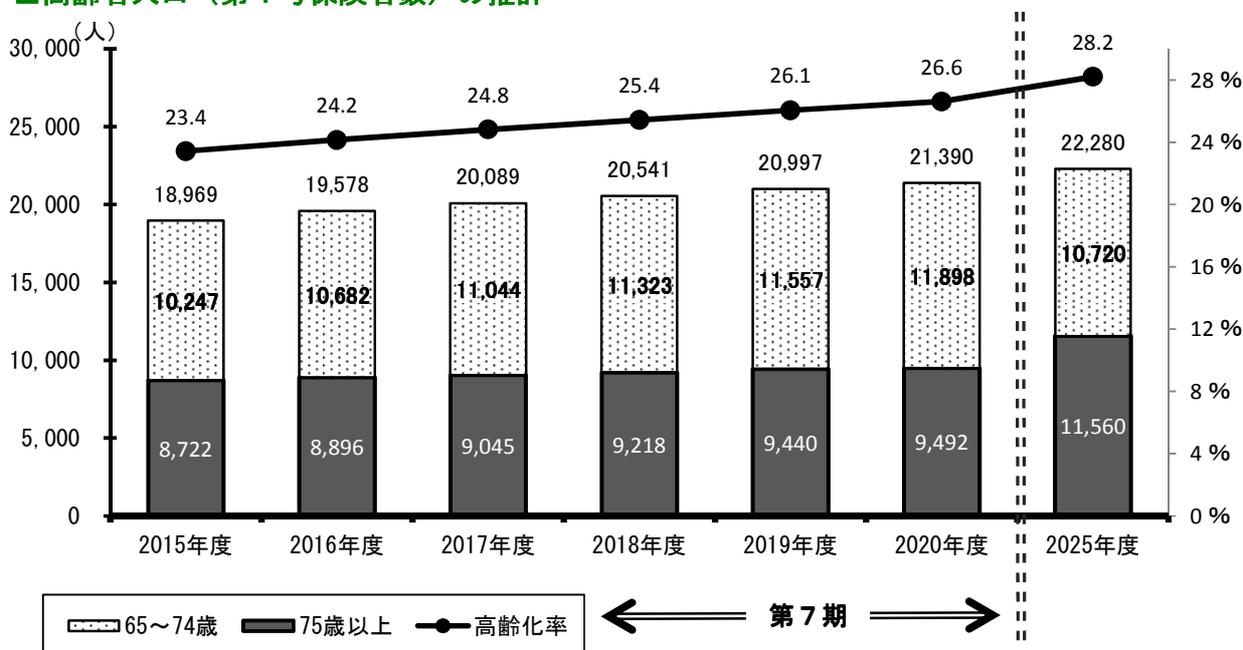
3-5 第7期計画期間及び2025年度の高齢者人口等の推計

○2025年度には後期高齢者が前期高齢者を上回る

高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となり、2010年度から2015年度にかけて大きく増加しましたが、第7期計画期間（2018～2020年度）は2.1万人前後で推移し、「団塊の世代」のすべての方が75歳以上となる2025年度には2.2万人強になると予想されます。

年齢区分別にみると、第7期計画期間における前期高齢者（65～74歳）は1.1万人台で推移し、後期高齢者（75歳以上）は9千人台で推移すると予想されていますが、2025年度には、後期高齢者が前期高齢者を上回ると推計されます。

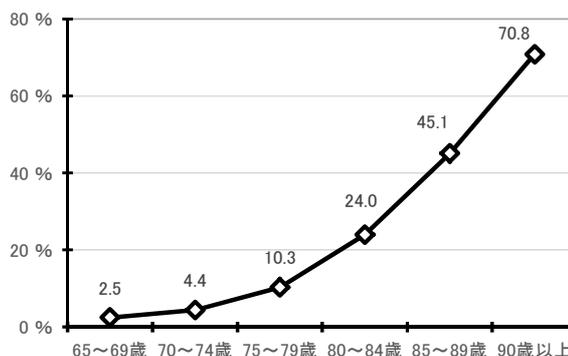
■高齢者人口（第1号保険者数）の推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

○後期高齢者の増加により、介護が必要な高齢者の増加が予想される

右のグラフは、本市の65歳以上の市民が要介護認定を受けている割合を年齢別に示しています。年齢が高くなるほど認定率が高くなり、80歳以上では急激に高くなっています。

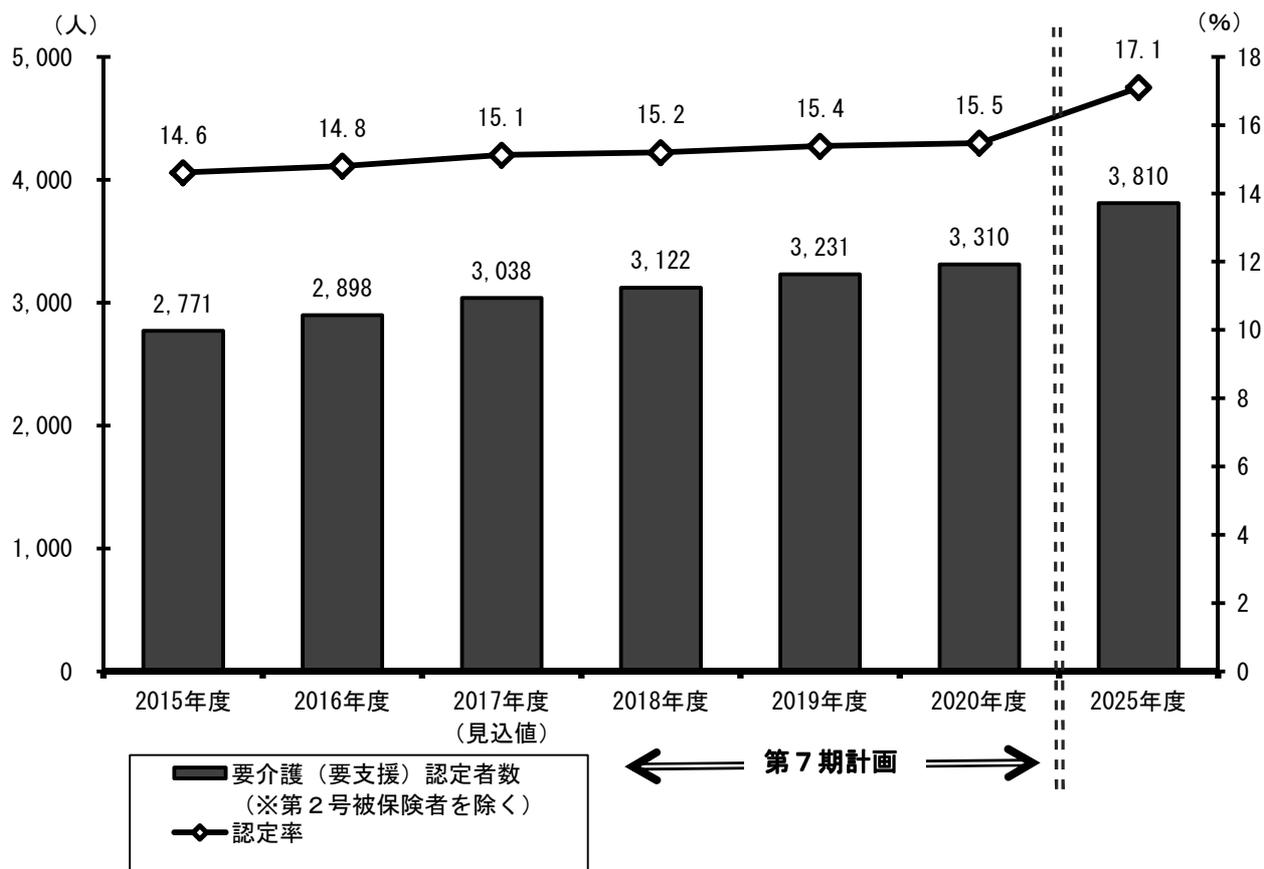


資料：地域包括ケア「見える化」システム（介護保険給付実績）、住民基本台帳（平成29年10月1日）

○要介護認定は 2017 年度から 2025 年度の間 800 人程度増加

高齢者人口（第1号被保険者数）の推計と、年齢別要介護度別の認定率の実績をもとに要介護（要支援）認定者数を推計すると、増加の一途です。第7期計画の最終年度である2020年度には約3,300人となり、2025年度には、2017（平成29）年度よりも800人程度増加し、約3,800人になると推計されます。

■要介護（要支援）認定者数の将来推計



3-6 計画の推進と進行管理

(1) 計画推進の基本方針

本計画の「基本理念」を実現するため、次のような視点に留意しつつ計画を推進します。

① 「2025年」を見据えた施策展開

「団塊の世代」のすべての方が後期高齢者の年代に至る2025年を見据え、市が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すため、本計画を策定し、各施策を展開します。

② 介護保険制度の一部改正への対応

『地域包括ケアシステム』の深化・推進及び、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、介護保険制度の改正に対応します。

③ 『地域包括ケアシステム』の構築に向けた施策の推進と評価

『地域包括ケアシステム』に不可欠な構成要素である「医療・介護の連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「介護予防の推進」、「多様な担い手による生活支援サービスの提供」、高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者の住まいの整備」、「認知症総合支援」等について、各要素の施策の進捗を定期的に評価し、必要な見直しを行い、更に施策を推進します。

(2) 計画の重点施策

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができるようにするための取組を進めることが必要であるとして、国からの財政的支援を含めて保険者機能が更に強化されます。

第7期計画では、自立支援・介護予防に資する施策として、下記を重点施策とし推進します。

- 介護予防の普及と啓発の推進
- 地域支え合い体制の推進
- 地域包括支援センターの機能強化の推進
- 介護給付等の適正化の推進

(3) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査及び評価等を行います。

計画の最終年度の2020年度には、目標の達成状況について市の広報やホームページ等において公表します。

第2部 各論（具体施策）

基本目標 1 健康でいきいきと暮らすことができる

施策 1 健康づくりの推進

(1) 高齢期の健康づくりの推進

健康長寿の実現を目指し、高齢期は、自身の健康・体力の維持向上ができるように、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「歯の健康」の施策事業を推進します。

事業名	内容
健康づくり講演会	・真岡市健康21プラン2期計画に基づき、各健康課題をテーマに講演会を開催します。
後期高齢者歯科健診	・後期高齢者の口腔機能低下の予防に努めるため、市内歯科医療機関に委託し、76歳の方を対象に実施します。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
健康づくり講演会開催回数	回	3	5	5	5	5	5
後期高齢者歯科健診受診率	%	未実施	13.4	14.4	15.4	16.4	17.4

【その他の事業】

- ・地域健康づくり推進事業
- ・出前講座・老人クラブ健康講座
- ・真岡市老人憩の家等での栄養講話
- ・食生活改善推進員活動支援事業（減塩教室・高齢者低栄養予防教室・シニア料理教室）
- ・健康推進員活動事業
- ・健康フェスティバル
- ・高齢者の予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ）
- ・高齢者のスポーツ・レクリエーション事業
- ・健康体力測定
- ・介護予防体操事業
- ・シルバーサロンによる閉じこもり予防・趣味活動事業
- ・歯周病検診
- ・骨粗しょう症検診

(2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進

高齢期は、それまでの生活習慣の積み重ねで健康面での個人差も大きくなります。生活習慣病発症予防から重症化予防まで、高齢者の特性に合わせた保健指導を推進します。

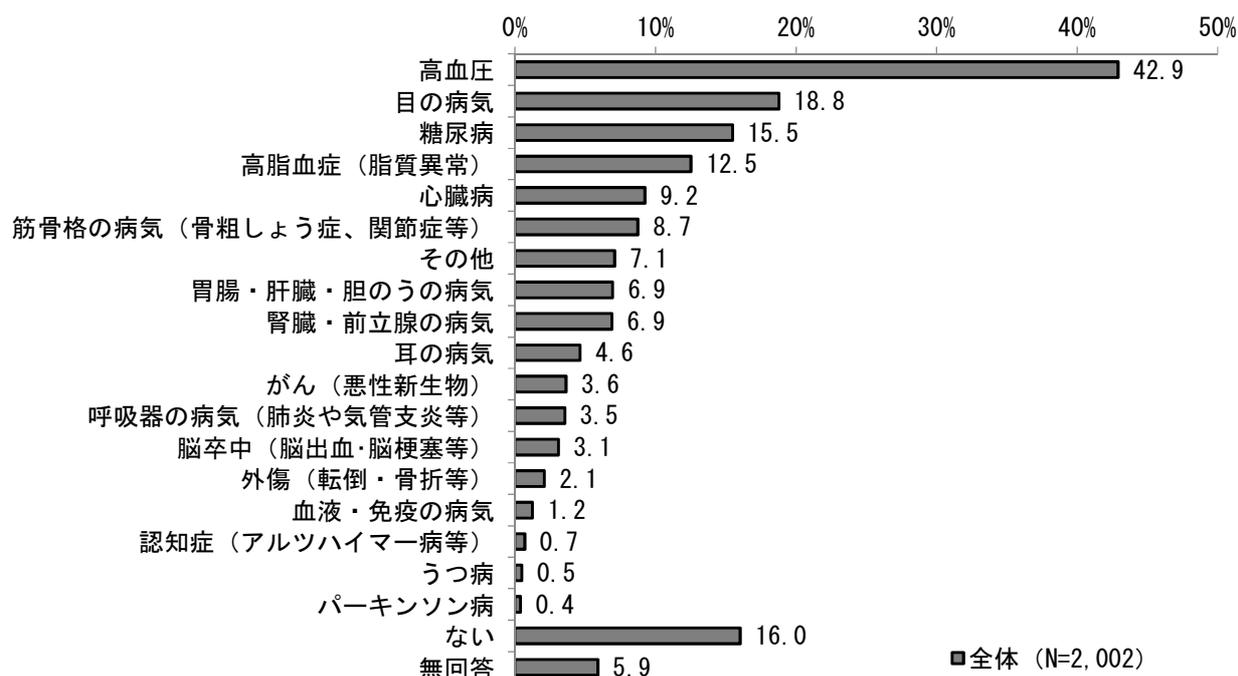
事業名	内容
生活習慣病健診	・40歳以上の市民に対して、特定健診及び後期高齢者健診とがん検診をあわせて実施しています。健診受診率向上のため、健診受診のPRを推進し、受診勧奨などの対策を実施します。
後期高齢者施設健診	・後期高齢者が受診しやすいように、市内医療機関において、個別健診を実施します。
健康栄養相談事業	・各種健診結果や病院受診の結果に基づき、医療機関と連携しながら各個人に合わせた相談を実施します。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
生活習慣病健診実施回数	回	73	75	75	75	75	75
後期高齢者健診受診率	%	26.1	27.6	28.1	28.6	29.1	29.6
健康栄養相談実施人数	人	131	131	134	137	140	143

【その他の事業】

- ・地域健康づくり推進事業
- ・出前講座・老人クラブ健康講座
- ・真岡市老人憩の家等での栄養講話

◎現在治療中、又は後遺症がある病気は「高血圧」が4割



資料: 介護予防・日常計画圏域ニーズ調査 (平成28年度実施)

(3) 健康づくりを支えるための社会環境整備の推進

健康づくり活動を通じた地域の人々の結びつきを強化できるように社会環境の整備を推進します。

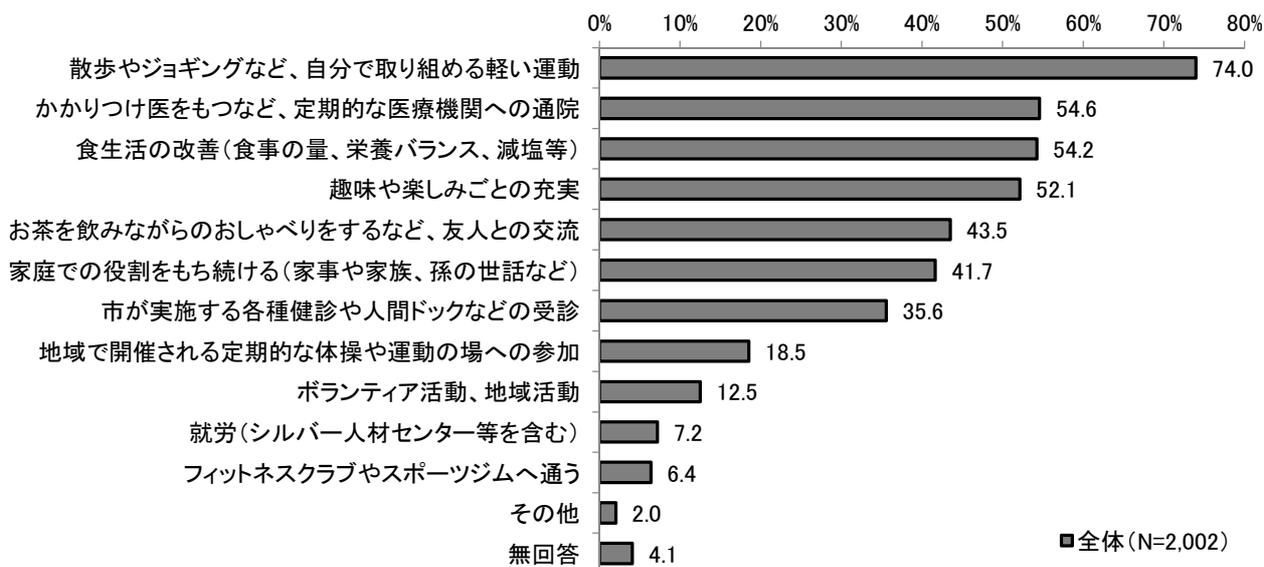
事業名	内容
地域健康づくり推進事業	・健康の保持増進を図るため、各地域が実施する健康意識の高揚事業、食生活の改善事業、運動身体活動事業など、健康づくりのための事業を支援します。
まちなか保健室事業	・市内中心部の空き店舗を活用して、保健師・看護師による健康相談や健康チェックが定期的に行える「まちなか保健室」を設置して、市民の健康管理と健康づくりの意識の高揚を図ります。また、高齢者などが気軽に立ち寄り、休息をとりながら訪れた人同士が交流ができる環境を整備し、地域住民の交流を促進し、地域コミュニティの活性化につなげます。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
地域健康づくり推進事業実施区	区	87	87	89	91	93	95
まちなか保健室設置数	か所	1	2	2	2	2	2

【その他の事業】

- ・ 出前講座・老人クラブ健康講座
- ・ 真岡市老人憩の家等での栄養講話

◎健康に長生きできる取り組みたいことは「散歩やジョギング」が7割強



※各グラフの「N」はアンケート調査の回答者件数(母数)。
「n(小文字)」は限定設問やクロス集計の母数となる件数。

資料: 介護予防・日常計画圏域ニーズ調査(平成28年度実施)

施策2 介護予防の推進

(1) 介護予防の普及と啓発

① 介護予防の普及・啓発

要介護状態等になるおそれの高い虚弱な状態にある特定高齢者に対し、要介護状態等になることを予防することを通し、一人一人の生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防事業に取り組みます。

事業名	内容
特定高齢者把握事業	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者健診等の結果より、低栄養や口腔指導が必要な高齢者等を把握し、介護予防事業へつなげます。 担当地区制による実態把握業務 訪問型介護予防事業として家庭でできる体操や脳トレの普及
介護予防普及啓発活動事業	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、広報紙、ケーブルテレビ等で介護予防に関する基礎的な知識・情報を提供します。
介護サービス事業所での栄養指導・口腔指導	<ul style="list-style-type: none"> 要介護の重症化予防の一つとして、介護サービス事業所の利用者に対し、専門職を派遣し低栄養や口腔指導を実施します。

② 認知症予防ボランティアの育成・活動支援

介護予防活動の地域展開と住民主体の通いの場の支援を目的に、認知症予防ボランティアを育成し、ステップアップ講座を実施し、地域で活躍できるよう支援します。

事業名	内容
認知症予防ボランティア育成事業(オレンジサポーター)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防ボランティア養成講座を修了した者が、地域のサロン、介護サービス事業所等で認知症予防の運動や脳活性化ゲームを指導するボランティアを育成します。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
オレンジサポーター育成	人	0	0	18	25	30	35

③一般介護予防事業の実施

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することで、介護予防を推進します。

住民主体の通いの場であるふれあい・いきいきサロンへ専門職を派遣することで、身近な場所で継続して介護予防活動に参加できるように取り組みます。

事業名	内容
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンへの専門職(健康運動指導士・栄養士・歯科衛生士等)派遣による介護予防活動 ・地域密着型サービス事業所への口腔機能向上、栄養改善教室
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防手帳の配布・活用 ・通所型介護予防事業「いきいき体操教室」の実施(プール、室内) ・地域健康教室 ・老人クラブでの低栄養予防教室 ・いちごチャンネルを利用したテレビ体操放映
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防ボランティアの育成 ・オレンジサポーターのステップアップ講座の開催 ・自主グループでの介護予防活動の支援

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防事業参加者数	人	334	352	400	500	550	600

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業

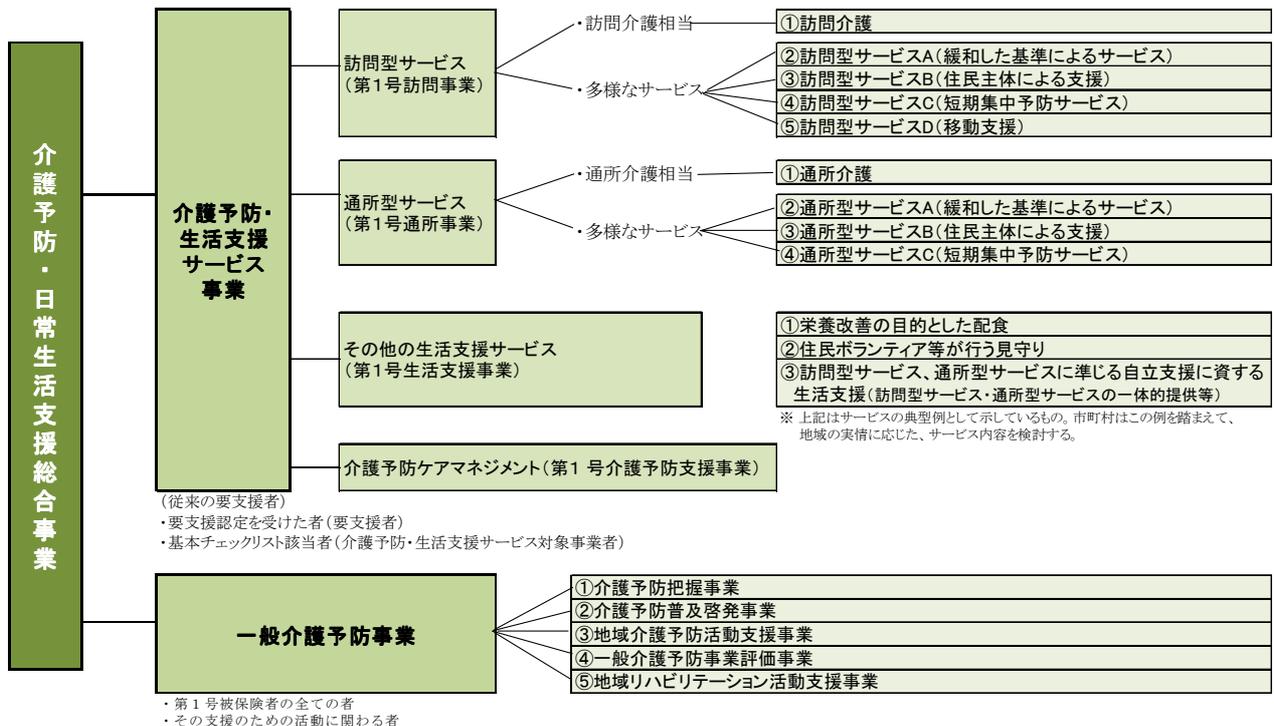
平成 29 年 4 月から、要支援者等のサービスである介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサービス）は、市が実施する地域支援事業へ移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として実施しています。

第 7 期計画においては、地域の特性にあったサービスの提供体制づくりに取り組むため、生活支援体制整備事業を推進します。また、多様なサービスが提供できるよう、サービスの担い手を確保するため、緩和されたサービス従事者の人材研修の開催や介護予防ボランティア等の育成を推進します。

■真岡市介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス

サービス名	内容
訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 従来型サービス（従来のホームヘルプサービス） 緩和されたサービスA型（掃除等の生活援助が中心）
通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 従来型サービス（従来のデイサービス） 緩和されたサービスA型（入浴を伴わないデイケア） 短期集中予防サービス

■介護予防・日常生活支援総合事業の体系



出典:厚生労働省(介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン)

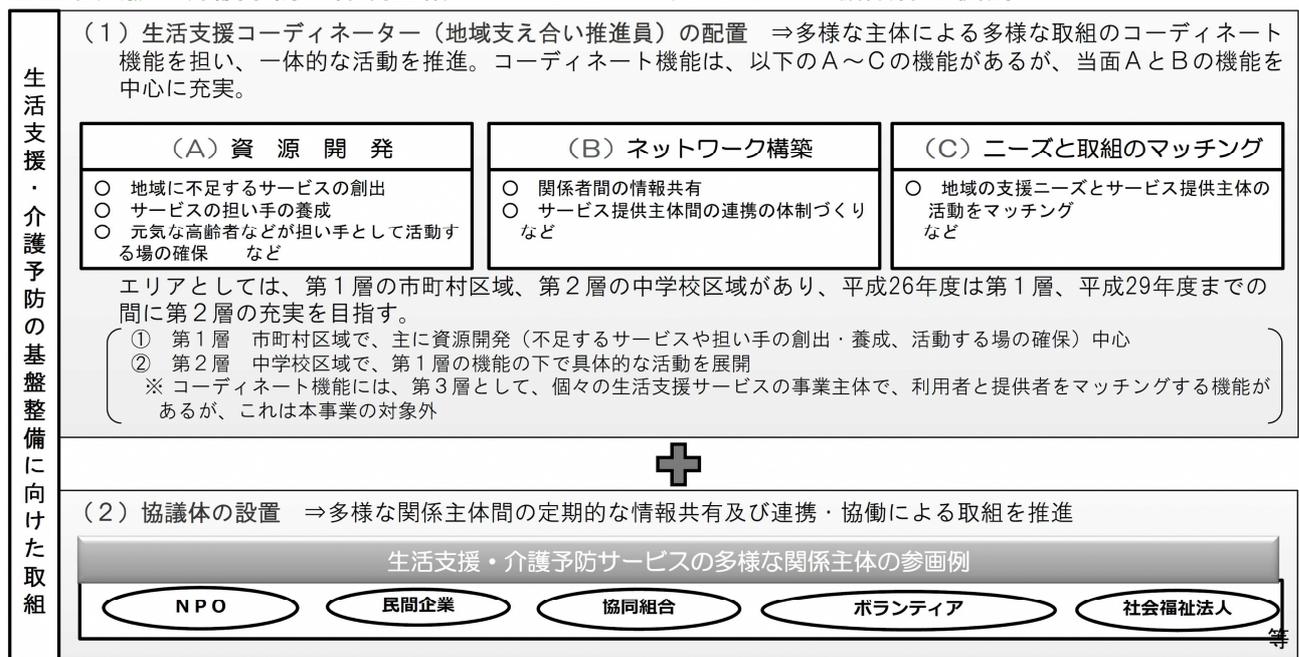
②生活支援体制整備事業

住民主体の活動やNPO、社会福祉協議会、自治会、協同組合、介護サービス事業所、医療、行政等が連携し、地域の実情に応じて、地域のニーズ・課題、多様なサービスの開発、担い手の発掘・育成等に取り組むため、生活支援コーディネーターの配置及び話し合いの場として協議体を設置し、生活支援体制整備事業を推進します。

事業名	内容
協議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> 多様な関係機関等が集まり、情報共有や連携を強化する場を設置します。 第1層は市全体、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）ごと。
生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活支援サービスの体制整備を目的とし、生活支援の担い手、サービスの開発、関係者のネットワークなどの役割を担う生活支援コーディネーターを協議体ごとに設置します。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
生活支援 コーディネーター(人)	第1層	0	0	1	1	1	1
	第2層	0	0	0	2	2	3
協議体(か所)	第1層	0	1	1	1	1	1
	第2層	0	1	1	1	2	3

■生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



出典：厚生労働省

施策3 生きがいつくりへの支援

(1) 生きがいつくり・社会活動への参画支援

① 生きがいつくり・仲間づくり

高齢者の生きがいつくり・仲間づくりに関する取組について、老人クラブ連合会等の関係団体と連携し、積極的な働きかけを行うとともに、広報活動や情報提供の充実を図ります。また、高齢者が、地域において積極的にボランティア・NPO活動を行えるよう、市民活動団体、真岡市ボランティア連絡協議会、真岡市市民活動推進センターが開催するボランティア研修等を社会福祉協議会と連携しながら積極的に広報・周知します。

事業名	内容
シルバーサロン事業	・高齢者が生きがいをもち、自立した生活を送れるよう、高齢者の積極的な社会参加を支援するためシルバーサロンを開設しました。高齢者がいつでも気軽にお茶のみに立ち寄り、訪れた人同士が交流できる場としても活用することで、高齢者の外出する機会をつくり、社会的孤立の防止を図るとともに、高齢者が長年にわたって蓄積した知識や経験を活かした事業を実施します。
健康増進施設 いちごの湯 (真岡井頭温泉) 利用助成事業	・70歳以上の高齢者、老人クラブ会員及び介護手当受給者に対し、いちごの湯(真岡井頭温泉)の利用料の一部を助成する招待券を交付することにより、高齢者等の健康増進と生きがいつくりに寄与するために実施します。

【その他の取組・事業】

- ・老人クラブ支援事業
 - ・シルバースポーツの推進事業
 - ・70歳以上高齢者いちごの湯(真岡井頭温泉)バス送迎事業
 - ・真岡鐵道利用支援事業
 - ・地域福祉づくり推進事業(いちごの湯(真岡井頭温泉)招待事業・敬老会開催事業・ミニデイホーム運営事業)
- <生涯学習への支援>
- ・栃木県シルバー大学校への参加推進

② 就労の機会の提供

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者の就労の機会を確保するとともに、生きがいの創出や社会参加の促進を図るために設立されており、概ね60歳以上の高齢者に、地域の臨時的・短期的な仕事を提供しています。

事業名	内容
シルバー人材センターの活用	・新規会員の加入促進を図り、会員組織の強化、受注の拡大などに向けた技能講習の充実など、自主的な活動の活性化を促進します。

基本目標 2 共に暮らせる安心・安全な地域づくり

施策 4 支え合いの地域づくり

(1) 地域支え合い体制の推進

民生委員・児童委員や、地区社会福祉協議会、老人クラブ、自治会、婦人会等の様々な地域資源が協働し、支援が必要な高齢者等を地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を推進します。

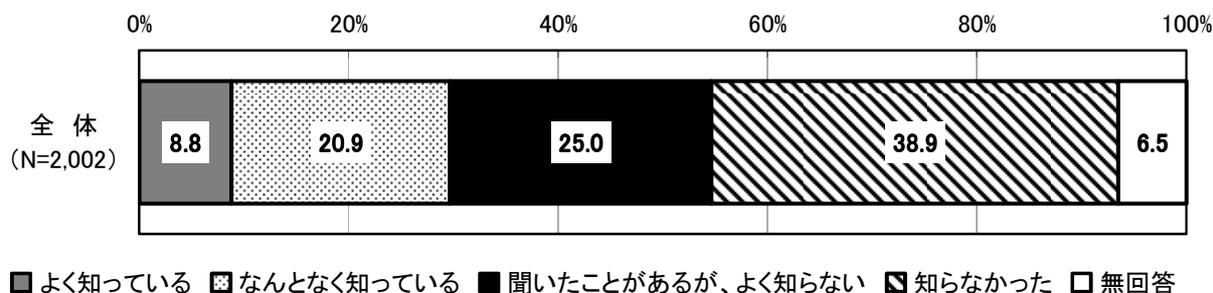
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、緊急時の通報手段を高齢者でも簡単に操作できるICT（ペンダント型発信機、センサー等）を利用したシステムにより、切れ目のない地域見守り体制を構築します。

事業名	内容
地域共助活動推進事業	・地域で支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親を支える活動にポイントを付与し、地域住民の共助意識の高揚と地域の活性化を図るため、各区の実情に応じて取り組むことができるよう任意事業として実施します。
緊急通報システム整備事業	・ケーブルテレビのインターネット回線を利用して、緊急通報システム端末機と委託先通報受信センター（警備会社）を接続し、平時の見守り、緊急通報時の対応を行うほか、月1回の安否確認訪問や24時間対応の電話相談を実施します。

【その他の事業】

- ・地域福祉づくり推進事業（高齢者等見守りネットワーク事業）
- ・救急医療情報キット配布事業

◎地域共助活動推進事業について4割の人が「知らなかった」と回答



資料：介護予防・日常計画圏域ニーズ調査（平成28年度実施）

施策5 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者の安全・安心対策

① バリアフリー化等による人にやさしいまちづくり

すべての人が主体的に行動でき、快適な生活を送ることができるよう、建物や道路の段差解消などの物理的な障壁を取り去る「バリアフリー社会」の実現に取り組んでいます。

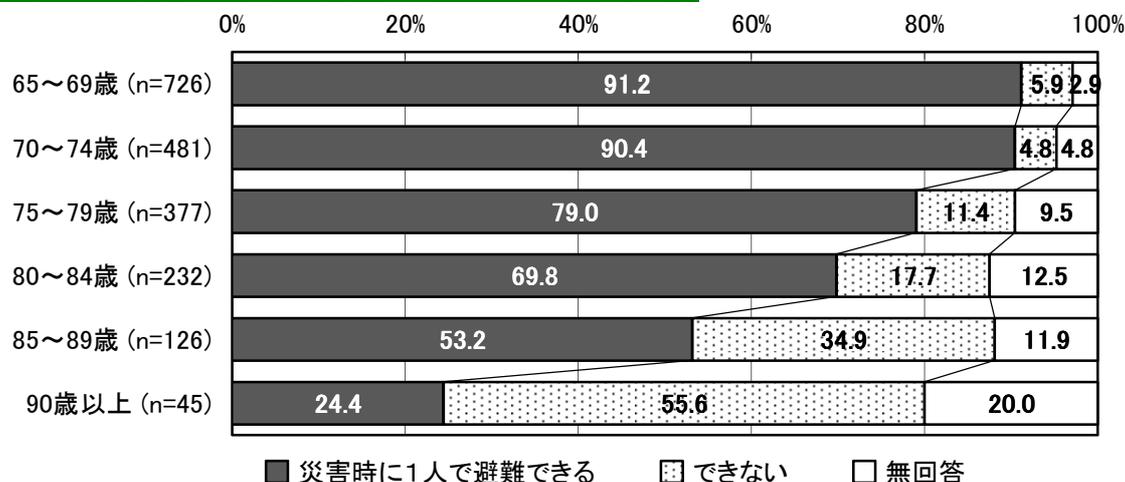
高齢者をはじめ、すべての住民が生活しやすい施設環境の整備を推進します。

また、ソフト・ハード両面から障壁の除去に取り組んでいくため、高齢者に関する正しい理解と認識が深まるよう「認知症サポーター養成講座」等の福祉学習の機会をもつとともに、情報提供の充実や利便性を高める情報分野のバリアフリーについても推進します。

② 防災対策

真岡市地域防災計画に基づき、高齢者等の緊急時に配慮が必要となる人の避難・救助が迅速に行われるよう、消防、警察、行政関係機関、地域、民間等の連携による自主的な防災組織づくりを進めるとともに、災害時等に避難支援を必要とする避難行動要支援者名簿を作成し、また、更新を行い、高齢者等における避難行動要支援者の把握に努め、一人一人の個別計画の作成を推進します。

◎年齢とともに災害時に一人で避難できる割合が低下



資料：介護予防・日常計画圏域ニーズ調査（平成28年度実施）

③交通安全対策の充実

近年、高齢者の増加に伴い、高齢者の交通事故が増加しています。そのため、自動車運転免許証を自主返納した高齢者に対し、デマンドタクシーとコミュニティバスの共通無料券（一年間）の交付やタクシー料金の一部を助成するタクシー利用券の交付を行っています。

また、引き続き、交通安全に関する広報・啓発活動の充実を図ります。

④移動手段の確保

自家用車などを運転できない高齢者の買い物や通院などの交通手段として、デマンドタクシーとコミュニティバスを運行しています。

また、自動車を所有していない一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して、日常生活に必要な交通の便を確保するため、タクシー料金の一部を助成するタクシー利用券の交付を行っています。

市民や利用者の意見、利用状況に基づきながら、利便性の高い移動手段を確保します。

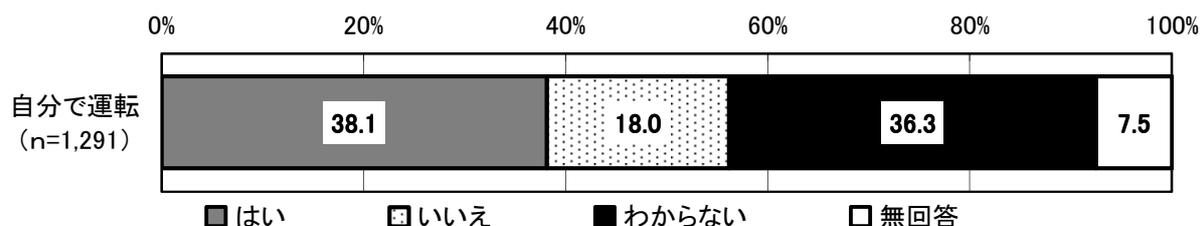
⑤防犯・消費者被害等の対策

悪質な訪問販売・特殊詐欺(※)防止の啓発を、警察官が高齢者の集まりで積極的に行ったことや、マスコミ等でのPRにより、高齢者の被害防止の意識が高まっています。

(※特殊詐欺とは、おれおれ詐欺を含む振り込め詐欺などの総称。)

引き続き、地域づくり事業の中の防犯座談会や老人研修センターでの高齢者研修等において、被害防止の啓発に努めます。

◎4割弱が免許証の自主返納を考えている一方で、4割弱が「わからない」と回答



資料：介護予防・日常計画圏域ニーズ調査（平成28年度実施）

基本目標3 自分らしく暮らすことができる

加齢や認知症、その他の様々な事情から何らかの援助を必要とするようになって、介護保険や医療など公的サービスの充実と合わせて、一人一人が誇りをもち、お互いに尊重し支え合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケア体制を確立します。

具体的な取組として、「認知症施策の推進」「在宅医療・介護連携の推進」のほか、「地域ケア体制（地域の支え合い）」の推進などにより、地域包括ケアシステムの確立を図ります。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



施策6 認知症ケア体制の充実

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を受けて、認知症の人やその家族を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の支え合い体制を構築します。

事業名	内容
ステップアップ研修	・認知症に対する理解を広く周知するため、認知症サポーター養成講座修了者を対象にステップアップ研修を開催し、それぞれの立場で活躍できるように推進します。
認知症カフェ運営事業	・認知症の人やその家族、地域の人や専門職等の交流を通し、認知症の理解、介護者の負担軽減を図るため、認知症カフェの開設を推進します。
キャラバン・メイト連絡会	・認知症サポーター養成講座を地域等で開催し、講師役となるキャラバン・メイトの連絡会を開催し、その人材育成に努めます。
認知症高齢者見守りネットワーク事業	・認知症の一人暮らしや徘徊など認知症の人を地域や関係機関で見守るネットワークを構築します。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーター数	人	8,763	9,584	9,850	10,000	10,200	10,400
ステップアップ研修	人	0	0	0	20	40	60
認知症カフェ運営事業	か所数	0	2	3	5	8	10

【その他の事業】

- ・認知症講演会
- ・認知症ケアパス（認知症ガイドブック）の普及・啓発
- ・認知症介護予防教室
- ・認知症サポーター養成講座



(2) 認知症支援体制の整備

認知症の疑いがある人に早期に気づき適切に対応できるよう地域、医療、介護の連携のネットワーク体制を構築します。

かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センターと連携を図りながら、早期診断、早期対応できる連携体制づくりを進めます。

事業名	内容
認知症初期集中支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症初期集中支援チーム検討会」を推進します。
医療・介護等の早期診断、早期対応の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見、診断や対応についての重要性を医療、介護関係機関等と連携を図り啓発活動を行います。 地域のサロン等での認知症チェックリストを実施します。
徘徊高齢者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 認知症による徘徊高齢者を早期に発見できるよう、地域での見守り体制を構築します。 地域見守りネットワーク 徘徊高齢者位置探知システム助成（GPS） 徘徊高齢者QRコード利用事業
認知症の人とその家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症家族教室や相談事業を開催し、認知症の人とその家族への支援を推進します。 認知症家族教室、認知症家族会への支援、相談事業等の開催
認知症地域支援推進員配置	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置し、医療、介護、地域等と連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。

		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
認知症地域支援推進員の配置	人	0	1	1	1	1	3

【その他の事業】

- ・地域ケア会議（かかりつけ医、認知症サポート医、介護サービス事業等の関係職による個別検討会）
- ・一人暮らし等の高齢者訪問事業
- ・特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診の受診勧奨
- ・多職種協働研修会の開催（事例検討会・勉強会など）

施策7 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

「地域包括支援センター」は、地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的に公平・中立な立場の中核機関として設置されています。今後、市は地域包括支援センターと一体となって地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していくため、地域包括支援センターの機能、運営体制を検討し、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

① 地域包括支援センターの運営

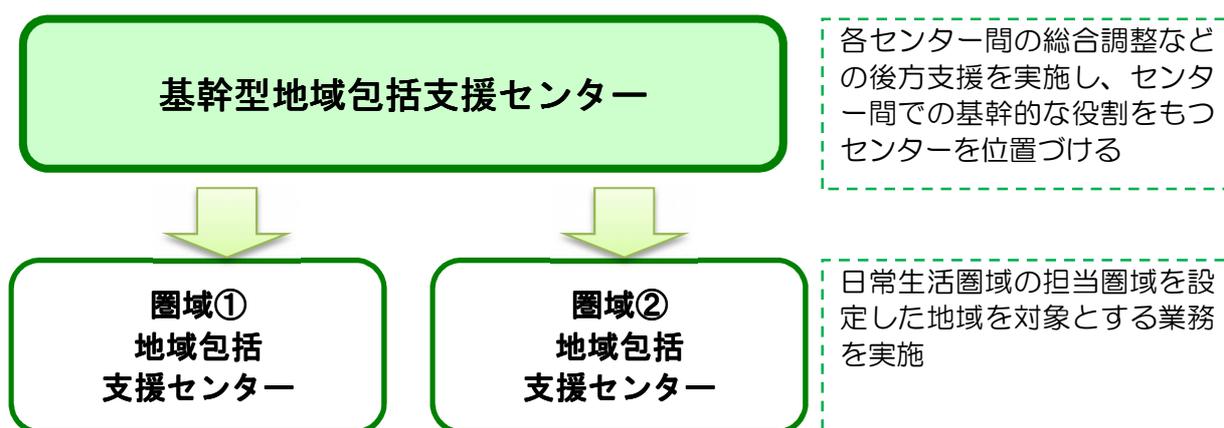
地域包括支援センターは、真岡市が直営方式で1か所設置し、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の3職種を配置し、包括的支援事業を実施しています。また、地域包括支援センター運営協議会において事業評価などを行い運営しています。

今後、地域包括支援センターの機能強化が必要なことから、基幹的な役割を担うセンター等を設置し、効率的、効果的な運営を目指します。

○ 地域包括支援センターの機能強化

基幹型地域包括支援センターに位置付け、圏域ごとに地域包括支援センターの設置を検討します。

<地域包括支援センター機能及び運営体制イメージ>



		第6期計画			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
基幹型地域包括支援センター	か所数	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センター	か所数						2

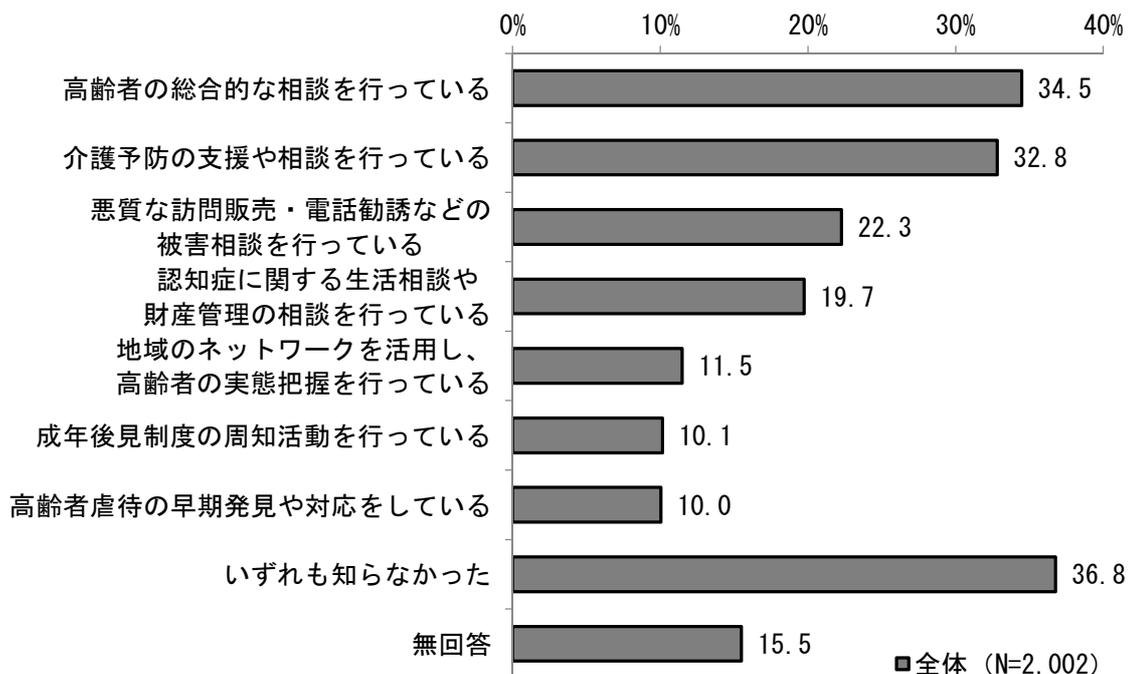
②地域包括支援センターの包括的支援事業の充実

地域包括支援センターの体制強化を促進して、包括的支援事業の各事業の充実を図り、高齢者の地域生活を支援します。

■包括的支援事業の概要

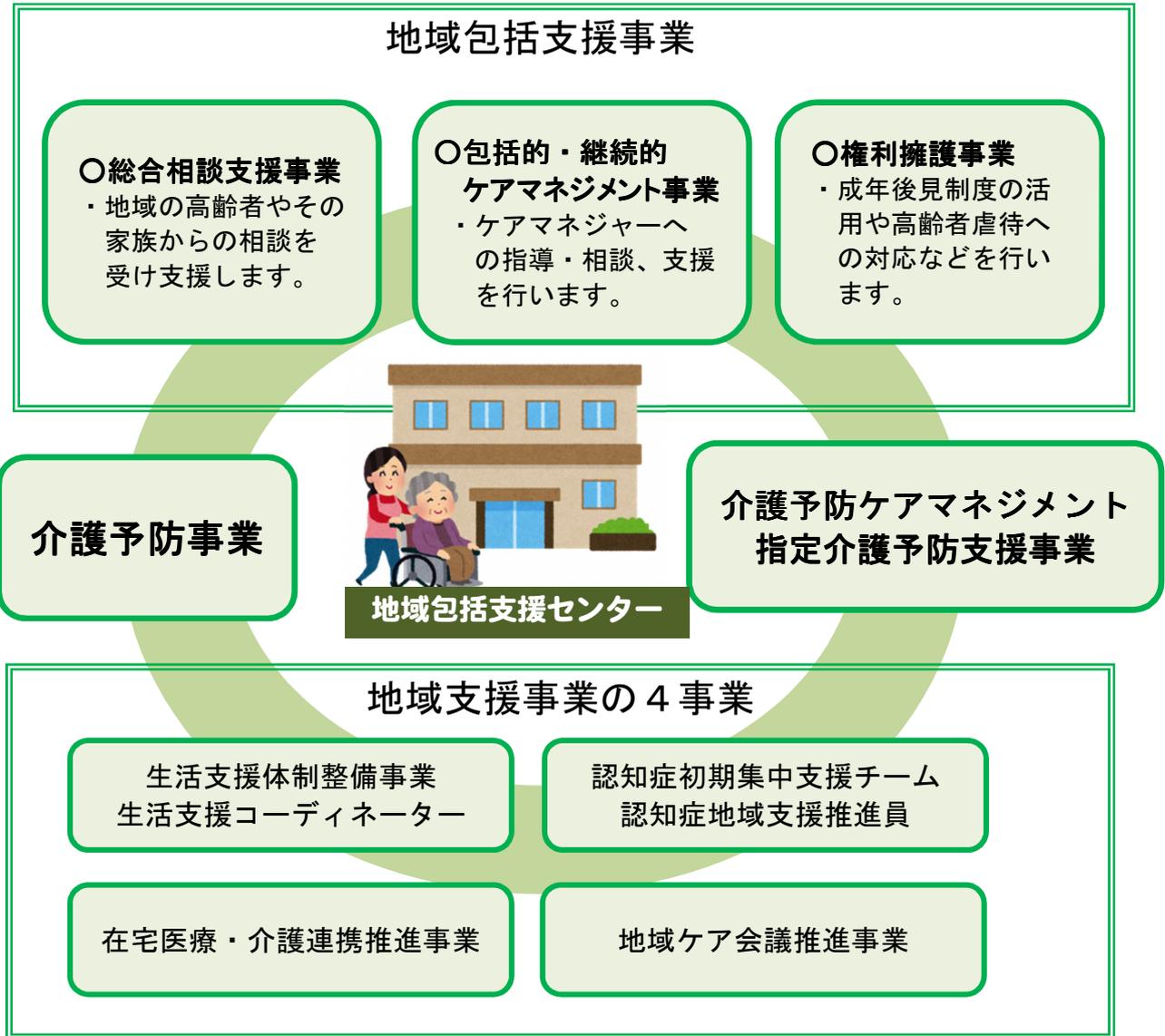
事業名	内容
総合相談支援事業	【総合相談事業】 地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門の担当者が幅広く支援します。
	【高齢者実態把握事業】 高齢者の生活実態やニーズ等を把握し、必要なサービスを提供し、在宅生活を支援します。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	・地域包括支援センターは、要支援1・2の方に対する「介護予防ケアマネジメント」とともに、介護認定非該当者で虚弱とみられる高齢者に対して、相談やアセスメント、地域支援事業のプラン作成を担っています。
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族から権利擁護の相談受付 ・早期発見・見守りのための地域ネットワークづくり ・成年後見制度の利用方法の説明、申立て手続支援 ・成年後見制度の利用困難者について、市長申立てに向けた支援

◎4割弱が地域包括支援センターの業務について「いずれも知らなかった」と回答



資料: 介護予防・日常計画圏域ニーズ調査(平成28年度実施)

■地域包括支援センターの業務



基本目標 4 介護が必要となっても安心して暮らすことができる

施策 8 在宅生活と家族への支援の推進

(1) 在宅生活と家族介護者への支援

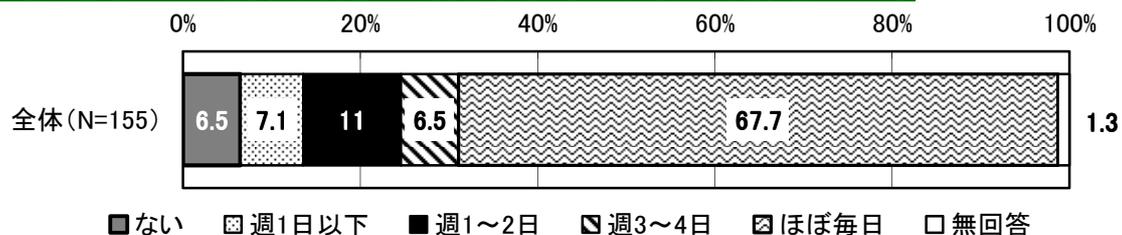
要支援や要介護の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で暮らしていくためには、その介護や支援を行っている介護者を支えるサービスが重要となります。特に家族介護者の介護離職を防ぎ、就労継続を支援する視点から、認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解など、認知症高齢者の家族介護者の支援の充実に努めます。

事業名	内容
住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備と周知	・各種地域密着型サービスの提供体制の整備及びサービス内容の周知に努めていきます。
家族介護慰労事業	・介護保険の被保険者で、低所得世帯の重度な要介護者を現に在宅で介護し、過去1年間、介護サービスを利用しなかった家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、在宅生活の継続と向上を図ります。

【その他の事業】

- ・介護者教室
- ・介護者リフレッシュ事業
- ・徘徊高齢者位置探知システム助成（GPS）
- ・徘徊高齢者QRコード利用事業
- ・認知症家族教室、認知症カフェ
- ・ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業
- ・ねたきり在宅者等介護手当支給

◎在宅で暮らしている要介護者の9割が家族等による介護を受けている

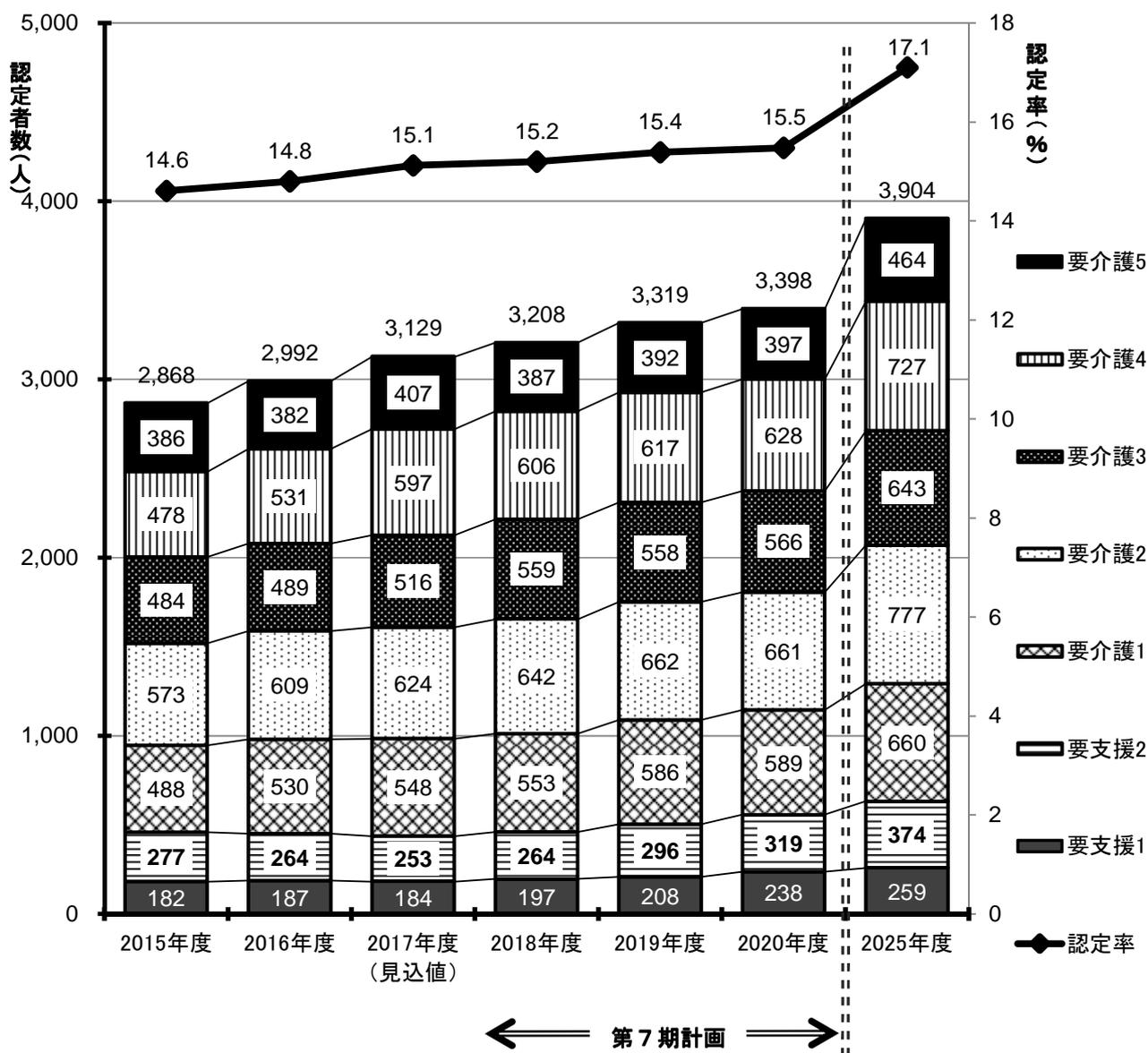


資料：在宅介護実態調査（平成28年度実施）

施策9 介護サービスの基盤整備

介護給付、予防給付の対象となる要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）を下図のとおり見込みます。

■要介護（要支援）認定者数の見込み（第2号被保険者を含む）

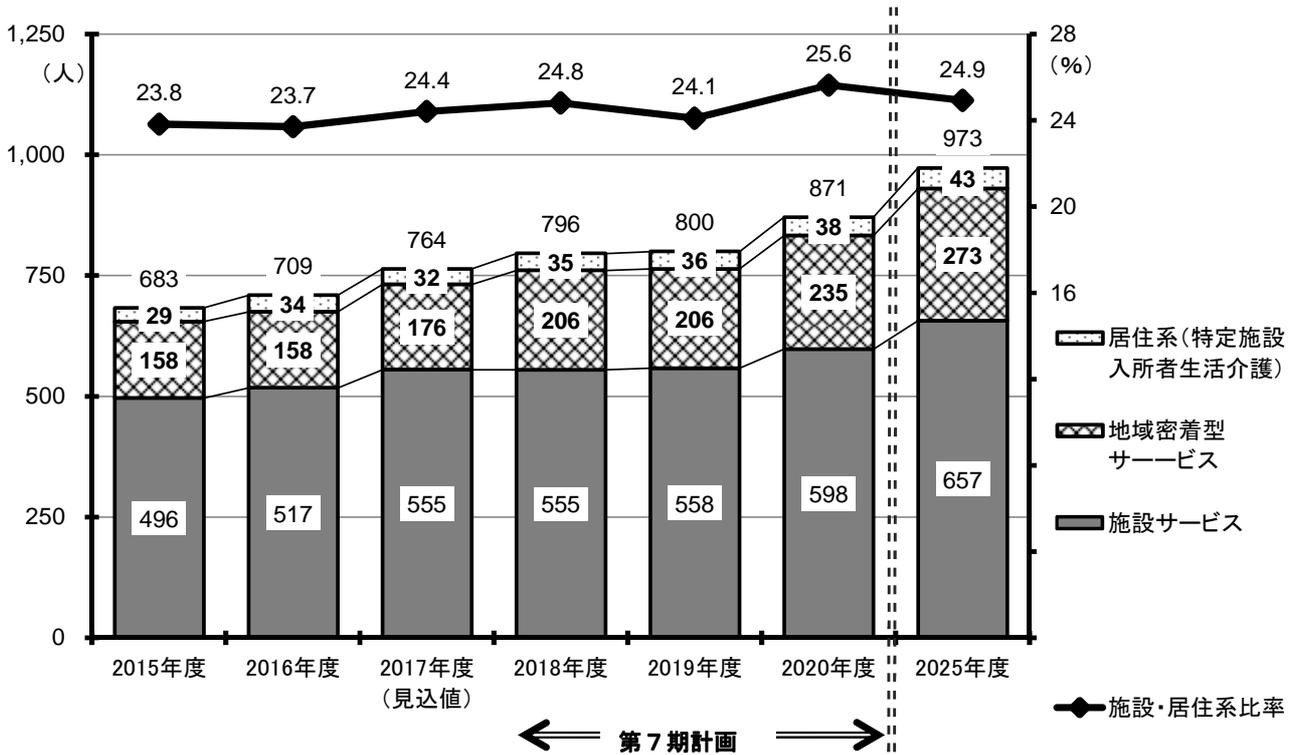


※認定者数には第2号被保険者を含む。認定率は第1号被保険者のみの割合。

(1) 施設サービス等の充実

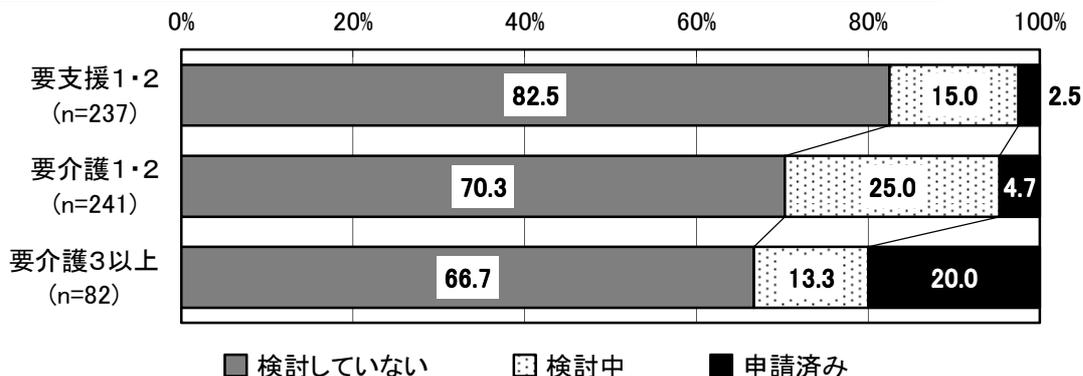
身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設等に入所する高齢者が増加しています。施設等への入所が必要となった方がサービスを利用できるよう、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し、必要な施設等の計画的な整備を進めます。

■施設サービス等利用者の見込み



※地域密着型サービス: 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 施設サービス: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
 ※施設・居住系比率は、第2号被保険者を含む認定者数に対する割合。

◎要介護3以上の3人に1人が、施設等の入所・入居申し込み又は検討



出典: 在宅介護実態調査(平成28年度)

①施設・居住系サービスの種別

【施設系サービス】

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（介護療養病床）
- ・介護医療院【新制度】

【居住系サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模な有料老人ホーム等）

②施設サービス等の利用量の見込み（1か月当たり）

（単位：人）

種別		第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)			推計値
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居住系サービス								
特定施設入居者 生活介護	介護予防給付(要支援)	2	2	3	4	6	7	7
	介護給付(要介護)	27	32	29	31	30	31	36
地域密着型サービス								
認知症対応型 共同生活介護	介護予防給付(要支援)	0	0	0	0	2	2	4
	介護給付(要介護)	71	71	78	90	88	88	95
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		87	87	98	116	116	145	174
施設サービス								
介護老人福祉施設		247	257	281	281	283	323	361
介護老人保健施設		237	248	267	268	268	268	286
介護療養型医療施設		12	13	8	8	8	8	
介護医療院					0	0	0	10

※地域密着型サービスのうち、地域密着型特定施設入居者生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスは、要支援では利用することができません。

③基盤整備計画

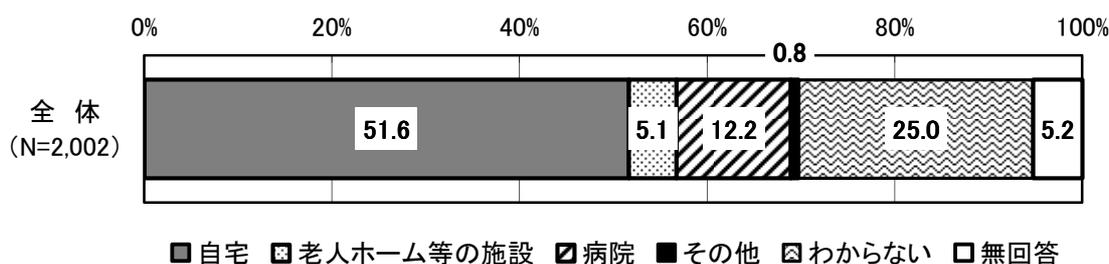
本計画における市内の施設・居住系サービスの整備計画は、次のとおりです。なお、施設・居住系サービス以外の住まいに対する支援については、本市は持家が中心であることから、住宅改修を中心とした在宅生活の支援を進めていきます。また、サービス付き高齢者向け住宅等については、国や県、事業者との連携を図り、適切な住宅の充実に努めます。

種 別		2017年度末	整備計画			2020年度末
			2018年度	2019年度	2020年度	
特別養護老人ホーム	施設数	5	0	1	0	6
	床数	292	0	50	0	342
地域密着型特別養護老人ホーム	施設数	4	0	1	0	5
	床数	116	0	29	0	145
介護老人保健施設	施設数	3	0	0	0	3
	床数	300	0	0	0	300
認知症高齢者グループホーム	施設数	8	0	0	0	8
	床数	90	0	0	0	90
地域包括支援センター	か所	1	0	0	2	3

(2) 居宅サービスの推進

多くの高齢者は要介護状態になっても住み慣れた自宅での生活を希望しています。そのため、要介護状態になっても可能な限り在宅での生活を継続できるように、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

◎2人に1人が「自宅」で最後を迎えたいと回答



資料：介護予防・日常計画圏域ニーズ調査（平成 28 年度実施）

①居宅サービスの種別

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・福祉用具の貸与
- ・特定福祉用具購入費の支給
- ・住宅改修費の支給
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・居宅介護支援

②居宅サービス（要介護1～5）の利用量の見込み（1か月当たり）

サービス名	第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)			推計値	
	2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度	
居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	4,169	4,469	5,285	5,055	5,135	5,042	6,159
	人数(人)	248	281	301	308	311	317	374
訪問入浴介護	回数(回)	94	98	84	92	100	98	143
	人数(人)	23	20	18	21	22	21	25
訪問看護	回数(回)	485	477	409	440	475	466	603
	人数(人)	88	91	86	91	97	95	114
訪問リハビリテーション	回数(回)	48	115	169	149	187	188	195
	人数(人)	3	6	8	8	10	10	11
居宅療養管理指導	人数(人)	66	73	98	102	106	109	153
通所介護	回数(回)	11,197	10,576	11,467	11,627	11,881	12,023	14,893
	人数(人)	1,019	968	1,013	1,030	1,047	1,060	1,274
通所リハビリテーション	回数(回)	2,142	2,311	2,468	2,520	2,619	2,636	2,938
	人数(人)	261	283	303	312	323	324	356
短期入所生活介護	日数(日)	3,475	3,664	3,910	3,776	3,865	3,835	4,567
	人数(人)	339	337	337	339	344	347	392
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	104	117	120	126	140	139	171
	人数(人)	14	14	22	18	20	20	23
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	835	903	956	945	958	953	1,059
特定福祉用具購入費	人数(人)	16	14	14	15	16	16	20
住宅改修費	人数(人)	9	9	10	11	12	12	16
特定施設入居者生活介護	人数(人)	27	32	29	31	30	31	36
居宅介護支援	人数(人)	1,393	1,482	1,535	1,550	1,584	1,531	1,848

③介護予防サービス（要支援）の利用量の見込み（1か月当たり）

サービス名		第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)			推計値
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防サービス								
介護予防訪問介護	人数(人)	68	67	37				
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	1	1	1	2
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	12	16	4	7	7	8	19
	人数(人)	2	4	2	2	2	2	4
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	69	39	21	36	37	37	53
	人数(人)	4	3	2	3	3	3	4
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	1	2	1	2	2	2	4
介護予防通所介護	人数(人)	167	151	38				
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	37	42	63	58	61	64	71
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	1	2	0	5	5	5	8
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	85	98	102	104	110	113	134
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	2	3	2	2	2	3	2
介護予防住宅改修	人数(人)	1	3	3	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数(人)	2	2	3	4	6	7	7
介護予防支援	人数(人)	289	284	182	145	151	162	165

(3) 地域密着型サービスの充実

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するため、地域密着型サービス事業所の整備を図っていますが、多様化するニーズに、よりきめ細かく対応するため、サービスの利用状況等を考慮し、必要なサービスの計画的な整備を進めます。

なお、整備計画については、57 ページ「③基盤整備計画」に記載しています。

①地域密着型サービスの種別

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護（ホームヘルプ）
- ・ 認知症対応型通所介護（デイサービス）
- ・ 地域密着型通所介護（デイサービス）
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模な有料老人ホーム等）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）

②地域密着型サービスの利用量の見込み（1か月当たり）

■地域密着サービス（介護給付）

サービス名		第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)			推計値
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	16
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	11
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)		1,494	1,244	1,265	1,343	1,420	1,691
	人数(人)		146	124	130	134	144	165
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	17	18	18	17	19	24	23
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	71	71	78	90	88	88	95
地域密着型特定施設入居者 生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人数(人)	87	87	98	116	116	145	174

■地域密着サービス（介護予防給付）

サービス名		第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)			推計値
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型 通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数(人)	2	2	0	2	2	3	3
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	2	2	4

■施設・居住系サービス

介護サービスは、要支援と要介護により、利用できるサービスが異なります。各サービスの概要は下表のとおりです。

☐介：介護給付／要介護1～5

☐予：介護予防給付／要支援1・2の人が利用可能なサービスです。

サービス名	概要
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護サービス	
特定施設入居者生活介護 ☐予 ☐介	・有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。
施設等で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ☐介	・ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設) ☐介	・病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護療養型医療施設 ☐介	・急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院【新制度】 ☐介	・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ☐介 ☐予	・認知症高齢者が入居し、食事、入浴、排泄などの世話を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1の方は利用できません。
地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐介	・「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)の施設です。
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ☐介	・「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)の施設です。複数の小規模拠点(定員5名程度)が、地域内で分散して提供される場合もあります。

■居宅サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
訪問介護(ホームヘルプ) ☐介	・ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。
訪問入浴介護 ☐介 ☐予	・自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、入浴車等で居宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。
訪問看護 ☐介 ☐予	・看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助が受けられます。
訪問リハビリテーション ☐介 ☐予	・理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導 ☐介 ☐予	・医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。
日帰りで利用する介護サービス	
通所介護(デイサービス) ☐介	・通所介護施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア) ☐介 ☐予	・老人保健施設や医療機関等に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

短期泊まって利用する介護サービス	
短期入所(ショートステイ) 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設や医療機関等に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。
福祉用具・住宅改修	
福祉用具の貸与 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。 ※要支援1・2及び要介護1の方は原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。
特定福祉用具購入費の支給 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、年間10万円を限度に費用額の一部が支給されます。
住宅改修費の支給 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、1つの住宅につき20万円を限度に費用額の一部が支給されます。
ケアプラン	
居宅介護支援 介	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の適切な利用が可能となるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、又は、要介護者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介等を行っています。
介護予防支援 予	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防給付の適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行っています。

■地域密着型サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。
夜間対応型訪問介護 介	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支えるため、夜間に定期的な巡回や通報による訪問介護サービスです。
日帰りで利用する介護サービス	
認知症対応型通所介護(デイサービス) 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を対象に居宅サービスの通所介護と同様のサービスが提供されます。
地域密着型通所介護(デイサービス) 介	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービスの通所介護と同様のサービスが提供されますが、小規模(18名以下)の施設です。
訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス	
小規模多機能型居宅介護 介 予	<ul style="list-style-type: none"> ・通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや宿泊を組み合わせる多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) 介	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスです。

(4) 介護給付等の適正化（市町村介護給付適正化計画）

介護サービスを必要とする方を適切に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを確認することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

事業名	内容
介護認定の適正化	・要介護認定に係る認定調査の内容について市が書面の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	・介護支援専門員が作成したサービス計画（ケアプラン）の記載内容について点検及び支援を行い、真に必要なサービスを確認するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。
住宅改修等の点検	・住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	・医療保険情報との突合点検・介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求などを排除し適正な給付を図ります。
介護給付費通知	・受給者に介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知することで、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供並びに普及啓発を図ります。
実地指導事業	・市が指定権者となっている事業所に対し、関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本に実地指導を実施し、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ります。
介護相談員派遣事業	・介護サービスの質的向上を図ることを目的とし、介護相談員が事業所を訪問し、利用者の不満や不安等の相談に応じます。また、サービスの状況把握や事業所の管理者及び従事者と意見を交換し、苦情等の問題解決の方途を探ります。

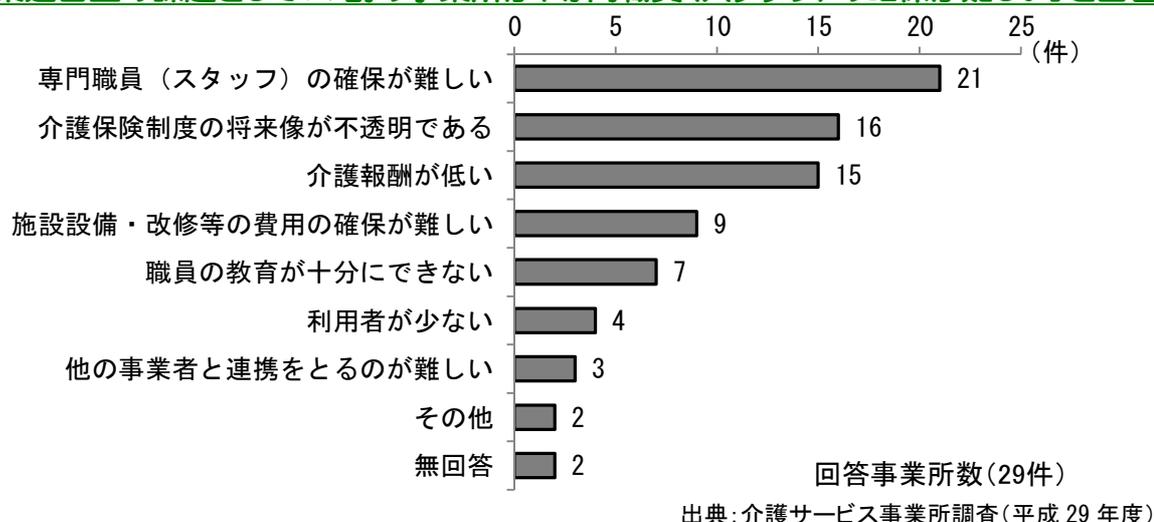
		第6期計画(実績)			第7期計画		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込値)	2018年度	2019年度	2020年度
要介護認定に係る書面審査の割合	%	100	100	100	100	100	100
ケアプランの点検事業所数	事業所数	1	3	3	5	6	6
住宅改修等の点検件数	件	5	5	5	6	8	10
医療情報との突合・縦覧点検をしている割合	%	100	100	100	100	100	100
介護給付費通知回数	回/年	3	3	3	3	3	3
実地指導実施事業所	事業所数	3	7	7	16	33	35
介護相談員派遣事業所	事業所数	16	18	22	26	29	32

(5) 介護人材の確保に向けた取組の推進

キャリアパス制度が実際の介護職員の意向と能力に応じ的確に運用されるよう、各種研修の受講を促し、職場環境の整備・改善に関する各種制度の普及啓発を図ります。

また、在宅医療と介護の連携を進めるために、医療、介護等の多職種が集まり、スキルアップのための研修会を行っており、今後、更に介護サービス従業者へのキャリアアップにつながるような研修を企画し実施するよう努めます。

◎事業運営上の課題として、7割の事業所が「専門職員(スタッフ)の確保が難しい」と回答



(6) 共生型サービスの検討

国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置付けられます。

国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、関係課相互の連携を図り検討を進めます。

施策 10 在宅医療と介護の連携の推進

(1) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、在宅医療と介護の連携を進め、医療・介護機関と連携を図り、国が示す8事業に取り組みます。

① 地域の医療・介護の資源把握

「地域医療・福祉資源マップ」を活用し、住民及び関係者へ医療・介護機関のマップ、機能、介護サービス利用の空き情報等を提供できる「在宅医療・介護情報検索サイト」システムの構築を推進します。

②在宅医療・介護連携の課題と抽出

地域の医療・介護関係者による検討会を開催し、4つの課題が抽出されました。

「真岡市在宅医療介護連携推進運営会議」及び「ネットワーク連絡会（いちご一会）」などを活用し、4つの課題について検討を進めます。

- ・円滑な在宅医療への移行
- ・在宅、施設利用時の病状変化、急変時の対応
- ・在宅での服薬管理
- ・在宅医療普及のための住民啓発活動

③切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築

在宅医療や介護を利用している方が在宅医療と介護が連携しサービス提供ができる体制を推進運営会議及び専門部会等で検討します。

④在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

入退院共通連携シートを活用して、在宅医療・介護関係者の情報共有の支援をします。

また、「入退院支援の手引き」を作成し、今後も情報を効果的に共有できる仕組みを構築します。

⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療介護連携コーディネーターを配置し、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターからの在宅医療・介護連携に関する相談支援としての窓口を設置します。

また、各関係機関等から情報収集し提供できる場（拠点）として整備を図ります。

⑥医療・介護関係者の研修

医療、介護、保健、福祉、行政等のネットワークである「在宅医療介護連携ネットワーク連絡会（いちご一会）」を推進し、多職種によりよい連携及び質の向上を目指し、多職種の研修等を実施します。

⑦地域住民への普及啓発

地域医療や介護保険制度等についての理解を深めてもらうために、講演会、パンフレットを作成し、在宅医療の理解についての周知を図ります。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

栃木県県東健康福祉センターの支援を受けながら、広域連携が必要な事項について検討します。

■在宅医療・介護連携推進事業イメージ



第3部 介護保険事業費の見込み

第1章 介護事業費等の見込み（※1月時点の暫定値）

1-1 介護給付費・地域支援事業費等の見込み

下記の手順で、介護保険サービス量、第1号被保険者の月額基準保険料額を算出します。

ステップ1 第1号被保険者数・要介護認定者数の見込み
1-1 第1号被保険者数（※P28） ○コーホート変化率法に基づく男女別・年齢別人口の推計
1-2 要介護（要支援）認定者数（※P54） ○男女別・5歳階級別の要介護認定率をもとに推計
↓
ステップ2 サービス別の利用者数・利用回数等の見込み
2-1 施設サービス等利用者（※P55～56） ○施設等の整備計画を踏まえた入所見込者数の設定
2-2 居宅サービス・地域密着型サービス（※P59～62） ○施設等サービス利用者を除いた要介護認定者を介護度別の対象者数に各サービスの利用率を乗じてサービス量（利用者数・利用回数）を推計
↓
ステップ3 介護保険事業費等の見込み
3-1 介護給付費の見込み ○予防給付費・介護給付費の推計 ・予防給付、介護給付の各サービスの1人当たりサービス費用をもとに総事業費を算出
3-2 総費用の見込み ○介護給付費・予防給付費＋地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費）＋その他
↓
ステップ4 第1号被保険者の介護保険料の設定
4-1 基準月額保険料の設定 ○第1号被保険者の負担総額÷65歳以上人口（3年間）
4-2 所得段階別保険料額の設定

(1) 介護給付費の見込み

サービス見込み量に、サービスごとの利用1回・1日当たり（又は1月当たり）給付額を乗じて総給付費を求めます。

①介護予防給付（要支援1・2）

（単位：千円）

サービス名	実績値（第6期計画）			見込み値（第7期計画）			推計値
	2015年度	2016年度	2017年度 （見込値）	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	14,622	13,495	7,335				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	607	839	339	354	391	419	1,396
介護予防訪問リハビリテーション	2,290	1,281	714	1,210	1,231	1,244	1,786
介護予防居宅療養管理指導	168	276	80	165	165	165	330
介護予防通所介護	57,532	51,089	13,381				
介護予防通所リハビリテーション	14,547	15,852	23,899	21,808	22,943	24,067	26,543
介護予防短期入所生活介護	76	131	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,704	6,954	7,440	7,620	8,056	8,289	9,831
特定介護予防福祉用具購入費	753	823	637	529	529	794	529
介護予防住宅改修	1,939	3,507	5,647	3,091	3,091	3,091	3,091
介護予防特定施設入居者生活介護	1,920	1,303	2,095	2,807	4,212	4,914	4,992
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,580	1,009	211	1,640	1,641	2,595	2,595
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	15,729	15,439	9,883	7,895	8,225	8,824	8,984
合計	117,468	111,998	71,661	47,119	50,484	54,402	60,077

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

②介護給付（要介護1～5）

（単位：千円）

サービス名	実績値（第6期計画）			見込み値（第7期計画）			推計値
	2015年度	2016年度	2017年度 （見込値）	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	133,136	142,031	171,483	164,730	167,496	163,884	200,441
訪問入浴介護	13,161	13,638	11,746	12,846	14,081	13,806	20,060
訪問看護	44,155	45,567	39,500	42,271	45,672	44,604	56,187
訪問リハビリテーション	1,655	3,962	5,784	5,140	6,456	6,505	6,767
居宅療養管理指導	5,679	6,844	9,808	10,180	10,599	10,915	15,347
通所介護	1,114,548	1,032,414	1,135,882	1,159,509	1,185,503	1,193,951	1,484,774
通所リハビリテーション	227,494	245,410	252,507	260,101	270,803	270,791	299,267
短期入所生活介護	354,107	363,328	396,195	383,592	392,576	389,473	465,172
短期入所療養介護	11,812	13,414	14,150	14,901	16,524	16,304	20,318
福祉用具貸与	148,261	155,860	166,329	164,172	166,371	164,271	181,740
特定福祉用具購入費	5,565	4,766	4,528	4,938	5,371	5,385	6,936
住宅改修費	11,828	11,310	13,474	15,593	17,260	17,260	23,213
特定施設入居者生活介護	60,635	73,352	63,055	66,279	63,297	65,202	75,195
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	4,279
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		122,427	108,763	110,448	117,708	121,684	145,931
小規模多機能型居宅介護	36,775	34,193	33,562	33,161	40,016	50,533	49,814
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	206,062	204,548	232,071	268,143	262,177	262,177	283,031
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	249,561	253,381	288,649	342,446	342,515	427,414	516,088
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	712,587	736,888	822,634	826,717	833,247	952,121	1,066,642
介護老人保健施設	754,574	785,728	864,420	874,699	875,090	875,090	931,854
介護療養型医療施設	53,249	54,666	29,955	30,532	30,546	30,546	
介護医療院				0	0	0	36,650
(4) 居宅介護支援	225,988	239,665	253,132	257,342	263,456	253,183	306,817
合計	4,370,833	4,543,394	4,917,626	5,047,740	5,126,764	5,335,099	6,196,523

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

(2) 総費用額の見込み

- ・介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用から構成されます。
- ・第7期計画の3年間における介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

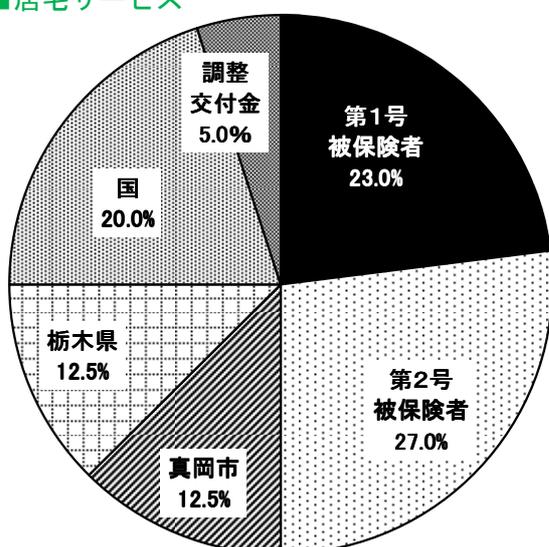
■総事業費の見込み

(単位:千円)

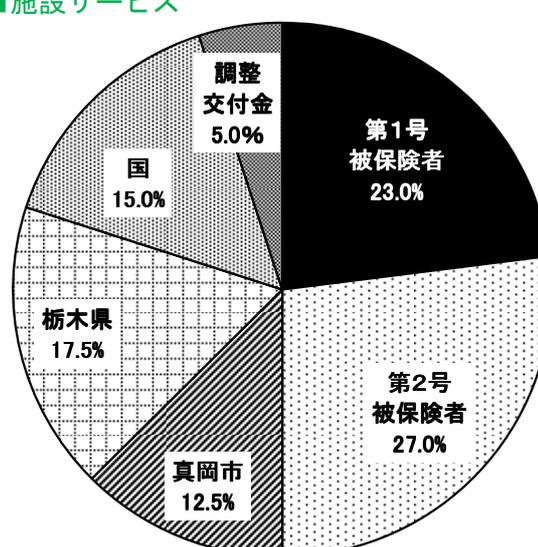
	第7期計画				2025年度
	合計	2018年度	2019年度	2020年度	
標準給付費見込額	16,733,391	5,438,525	5,532,275	5,762,590	6,723,236
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	15,642,238	5,090,137	5,169,951	5,382,150	6,247,749
総給付費	15,661,608	5,094,859	5,177,248	5,389,501	6,256,600
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	728,138	232,483	241,783	253,872	310,091
特定入所者介護サービス費等給付額	728,138	232,483	241,783	253,872	310,091
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	316,803	101,150	105,196	110,456	146,793
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,395	10,024	10,425	10,946	11,679
算定対象審査支払手数料	14,817	4,731	4,920	5,166	6,924
地域支援事業費	463,837	139,629	139,221	184,987	228,430
介護予防・日常生活支援総合事業費	205,798	68,674	68,266	68,858	72,301
包括的支援事業・任意事業費	258,039	70,955	70,955	116,129	156,129
標準給付費＋地域支援事業費(計)	17,197,227	5,578,154	5,671,496	5,947,577	6,951,666
第1号被保険者負担分相当額	3,955,362	1,282,975	1,304,444	1,367,943	1,737,916
調整交付金相当額	846,959	275,360	280,027	291,572	339,777
調整交付金見込額	362,794	140,984	122,092	99,718	12,912
保険料収納必要額	4,279,528				2,014,781

- ・介護サービス・介護予防サービス等を利用する場合、費用の1割又は2割、3割が利用者の自己負担となり、残りの9割～7割が保険から給付されます。
- ・保険から給付される事業費の財源は、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料、国・県・真岡市の負担金、国の調整交付金で賄われます。
- ・第1号被保険者の負担割合は、第6期計画では22%でしたが、第7期計画では23%に、第2号被保険者の負担割合は28%でしたが、27%になります。
- ・地域支援事業については、実施する事業によって負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅介護給付の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく第1号被保険者の負担と公費によって財源が構成されています。

■居宅サービス

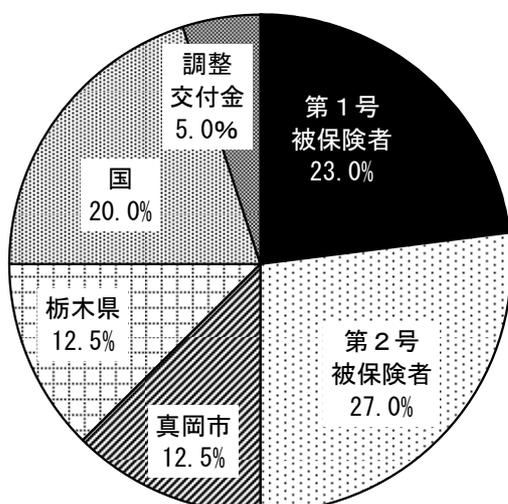


■施設サービス



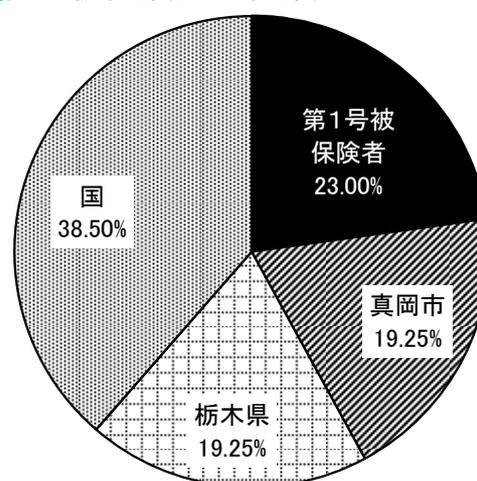
■地域支援事業

(介護予防・日常生活支援総合事業費)



■地域支援事業

(包括的支援事業費、任意事業費)



1 - 2 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 介護給付費準備基金取崩しによる負担軽減策

介護保険制度では、安定的な保険運営を図るため、「介護給付費準備基金」が設けられています。この基金は、3年間の事業年度での財源を安定させるため、初年度に剰余される保険料を基金として積み立て、計画最終年度に不足が生じた場合に充てるものです。一方、計画最終年度において基金剰余金が生じた場合は、この基金を活用し次期保険料算定で繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

また、給付の予想を上回る伸びなどで保険財政の不足については、県に設置された「財政安定化基金」から資金の貸付・交付を受けることになっています。

(2) 保険料段階の設定

第7期介護保険料所得段階別保険料額については、以下のように設定しました。

	区 分	第7期	
		料 率	年額保険料
世帯全員が 市民税非課税	<p>2018年度～2020年度の保険料・所得段階・料率は、要介護（要支援）認定者数の見込み（P54）、並びに介護報酬の改正内容等を踏まえて算定した介護給付費等の見込み（P72～74）に基づき、本市の予算編成過程において決定いたします。</p> <p>来年度の当初予算が議決された後で、お示しする予定であります。</p>		
本人が市民税 非課税 世帯の誰かが 市民税課税			
本人が市民税課税			

(3) 低所得者等への対応

①施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

②高額介護（予防）サービス

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

③高額医療合算介護（予防）サービス

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、1年間の限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

④社会福祉法人等による利用者負担軽減

市が認めた生計困難者が、社会福祉法人等の提供するサービスを受ける場合、利用者負担額の軽減を行います。

⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者総合支援法のホームヘルプサービス利用で、定率負担額が0円だった方が、65歳到達により介護保険が適用され訪問介護（予防）を受ける場合、利用者負担を全額免除します。

⑥境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。

資料編

資料 1 : 市民アンケート調査結果の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要

○調査の対象

- ・対 象：平成 29 年 1 月現在で
 - ・ 65 歳になられた方で、要介護認定を受けていない方
 - ・ 要支援 1・2 の方から無作為抽出

○調査（配布）の方法・時期

- ・調 査 方 法：郵送配布・郵送回収
- ・配布・回収時期：平成 29 年 2 月

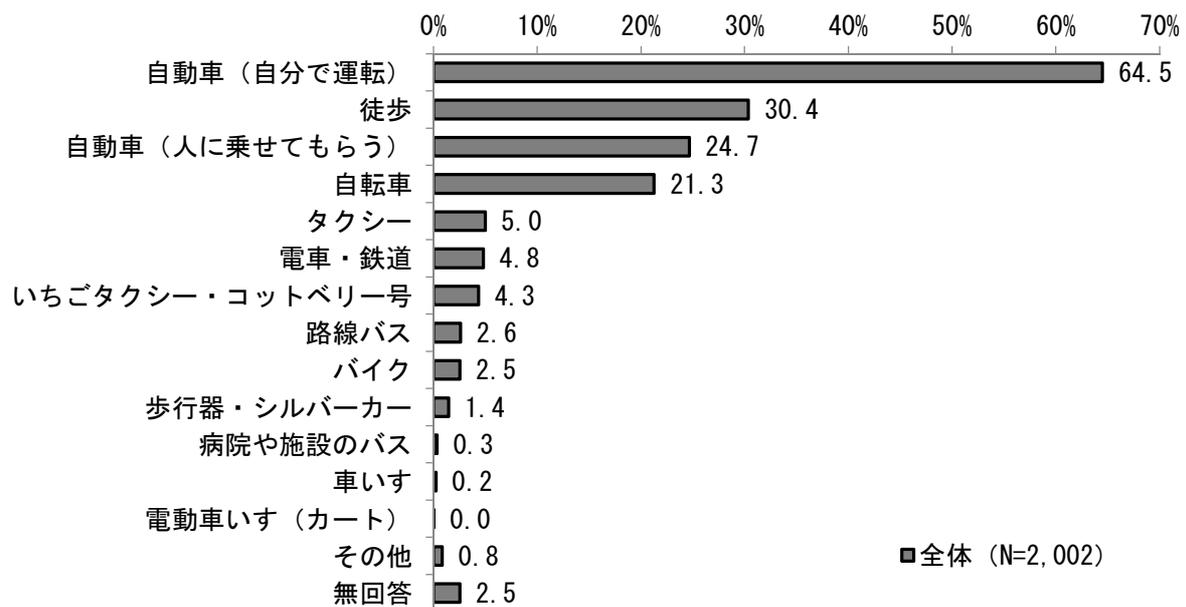
○アンケート票配布数と回収状況

- ・配布数：3,000 件
- ・回収数（率）：2,002 件（66.7%）

①外出する際の移動手段について

- ・「自動車（自分で運転）」が 64.5%と最も多く、次いで「徒歩」が 30.4%、「自動車（人に乗せてもらう）」が 24.7%、「自転車」が 21.3%の順です。
- ・「自動車（自分で運転）」の割合を男女別にみると、「男性」が 81.0%であるのに対し、「女性」が 50.6%と、30 ポイントの差がみられます。
- ・「徒歩」の割合を地区別にみると、「真岡地区」（37.6%）で高く、「大内地区」（17.0%）で低くなっています。

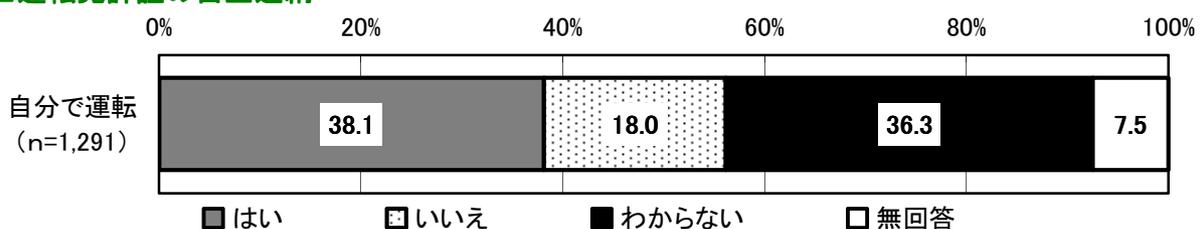
■外出する際の移動手段



②運転免許証の自主返納について

- ・運転免許証を自主返納したいかについては、「はい」が 38.1%、次いで「わからない」が 36.3%、「いいえ」が 18.0%です。
- ・「はい」の割合を地区別にみると、「山前地区」（42.6%）、「真岡地区」（40.9%）で高く、「長沼地区」（26.5%）で低くなっています。また、家族構成別にみると、「息子・娘との2世帯」（44.7%）で高く、「一人暮らし」（32.0%）、「夫婦2人暮らし」（35.3%）で低くなっています。

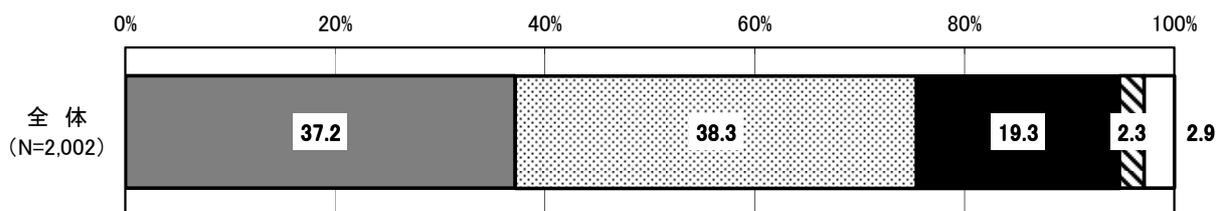
■運転免許証の自主返納



③近所づきあいの程度について

- ・近所の人とのつきあいの程度は、「立ち話をする程度」が 38.3%と最も多く、次いで「困ったときにはたすけあえる」が 37.2%、「あいさつだけはする程度」が 19.3%、「ほとんどつきあいがいい」が 2.3%の順です。
- ・「困ったときにはたすけあえる」の割合を地区別にみると、「物部地区」(52.0%)で高く、「真岡地区」(31.4%)で低くなっています。

■近所づきあいの程度

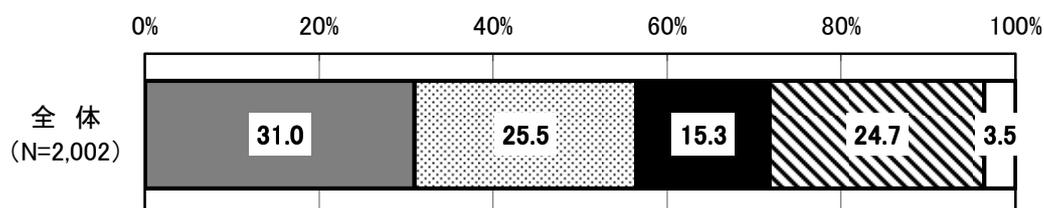


■ 困ったときにはたすけあえる ■ 立ち話をする程度 ■ あいさつだけはする程度 ■ ほとんどつきあいがいい □ 無回答

④民生委員・児童委員について

- ・「名前も知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」が 31.0%と最も多く、次いで「名前も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が 25.5%、「名前も活動内容も知らない」が 24.7%、「名前は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が 15.3%の順です。
- ・「名前も知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」の割合を地区別にみると、「物部地区」(40.2%)で高く、「真岡地区」(26.5%)で低くなっています。

■民生委員・児童委員

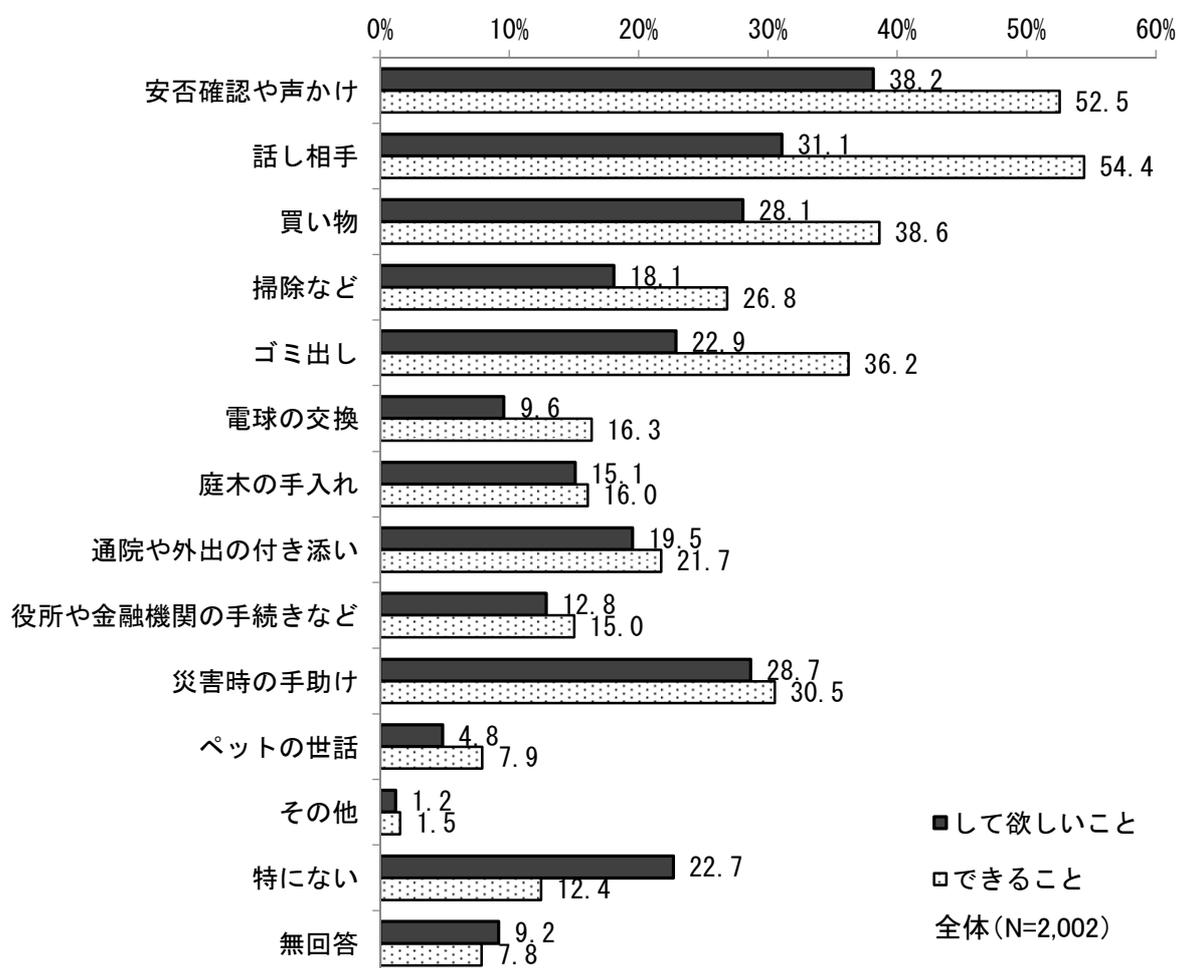


■ 名前も知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている
 ■ 名前も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている
 ■ 名前は知っているが、どんな活動をしているかは知らない
 ■ 名前も活動内容も知らない
 □ 無回答

⑤地域における支え合いについて

- 日常生活が不自由になったとき、近所や地域にして欲しいことは、「安否確認や声かけ」が38.2%と最も多く、次いで「話し相手」が31.1%、「災害時の手助け」が28.7%、「買い物」が28.1%の順です。
- 一方、できることは、「話し相手」が54.4%と最も多く、次いで「安否確認や声かけ」が52.5%、「買い物」が38.6%、「ゴミ出し」が36.2%の順です。
- 「庭木の手入れ」「通院や外出の付き添い」「役所や金融機関の手続きなど」「災害時の手助け」は、「できること」と「して欲しいこと」の割合は同程度ですが、それ以外では「できること」が「して欲しいこと」を上回っています。

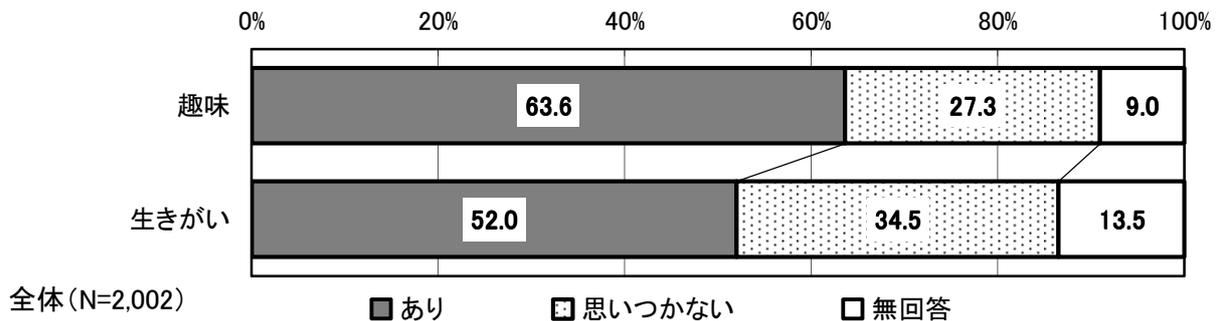
■近所や地域に「して欲しいこと」・「できること」



⑥趣味や生きがいについて

- 趣味がある人は 63.6%、生きがいがある人は 52.0%です。
- 趣味について具体的な記載は、ゴルフ、野菜づくり、カラオケ、読書、グラウンドゴルフ、家庭菜園、手芸、庭木の手入れ、編み物などが多くみられました。また、生きがいでは、孫の成長、仕事、野菜づくり、ゴルフ、家庭菜園、旅行などの記載が多くみられました。
- 主観的幸福感が高い人ほど「生きがい」や「趣味」が「ある」割合が高くなっています。

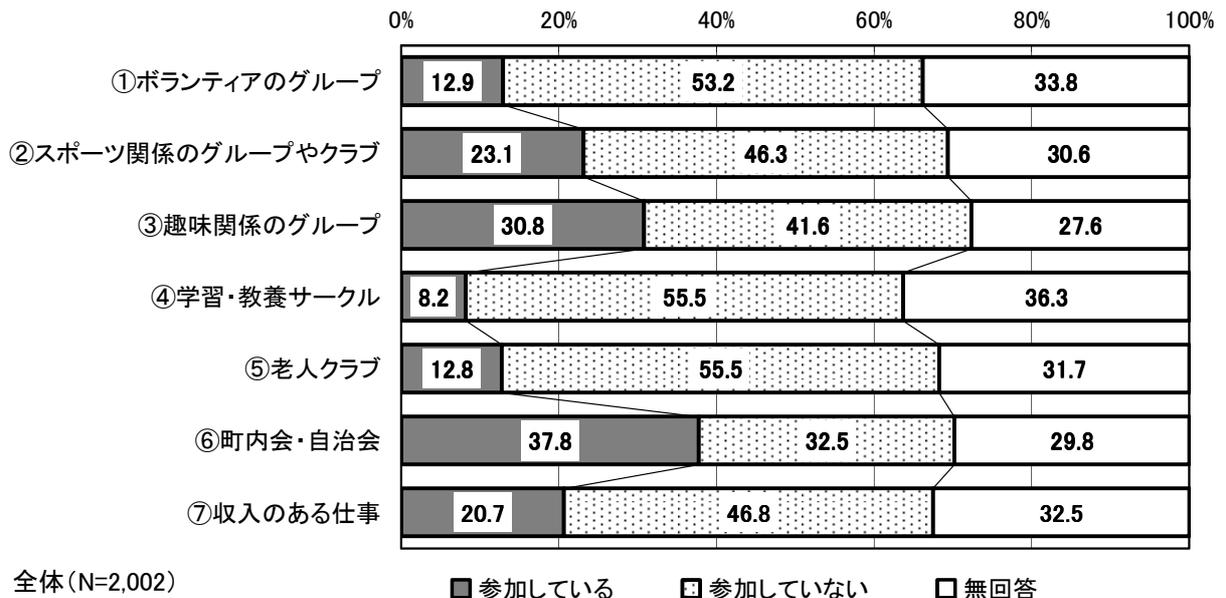
■趣味・生きがい



⑦地域活動への参加状況について

- 参加している割合が高いのは「⑥町内会・自治会」が 37.8%で最も多く、次いで「③趣味関係のグループ」が 30.8%となっています。

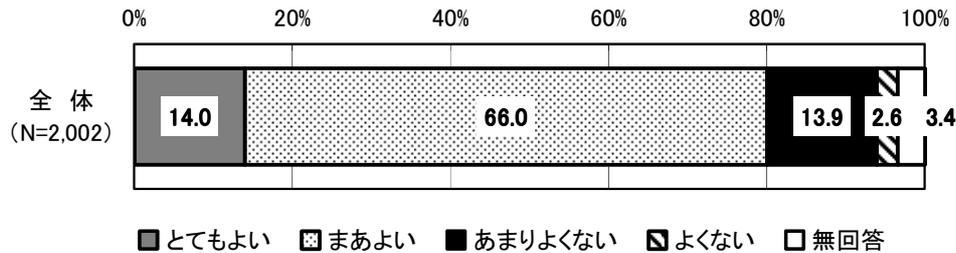
■地域の会やグループ活動等への参加の有無



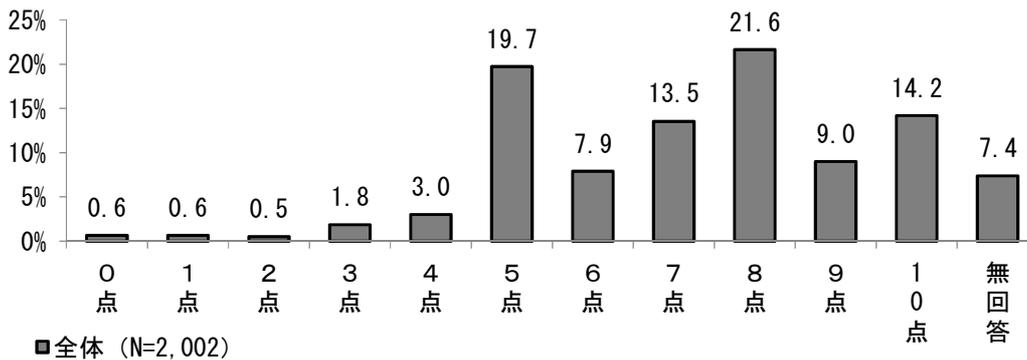
⑧健康状態・幸福感について

- ・「とてもよい」（14.0%）と「まあよい」（66.0%）を合わせた割合は 80.0%、一方、「あまりよくない」（13.9%）と「よくない」（2.6%）を合わせた割合は 16.5%です。
- ・主観的幸福感は、8点以上の割合は 44.8%です。一方、3点以下の割合は 3.5%です。

■主観的健康状態



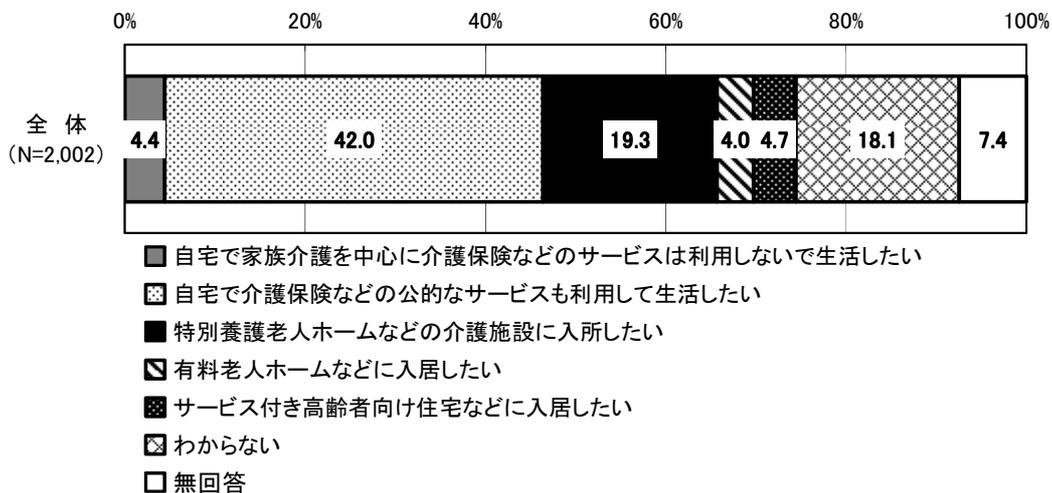
■主観的幸福感



⑨自分自身が介護が必要となった場合の暮らし方について

- ・「自宅で介護保険などの公的なサービスも利用して生活したい」が 42.0%と最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」が 19.3%の順です。

■自分自身が介護必要となった場合の対応



(2) 在宅介護実態調査結果の概要

○調査の対象

- ・対象：要介護認定を受け、在宅で生活をされている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方

○調査の方法・時期

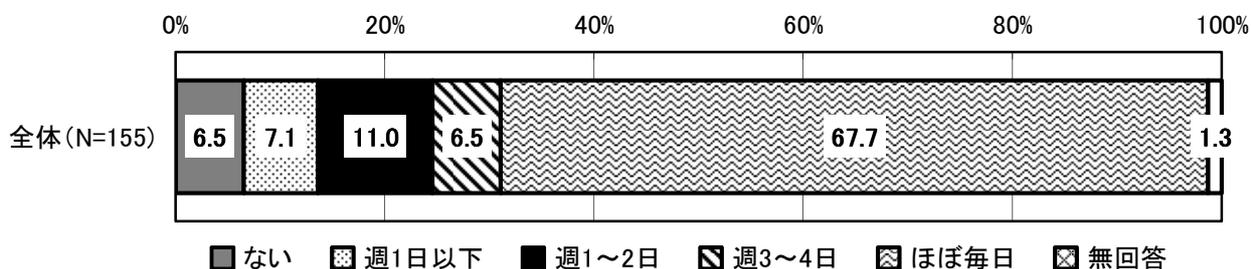
- ・調査方法：介護認定調査員による聞き取り調査
- ・調査時期：平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月

○アンケート調査対象者数と回収状況

- ・対象者数：342 件
- ・回収数（率）：155 件（45.3%）

①家族等による介護の頻度

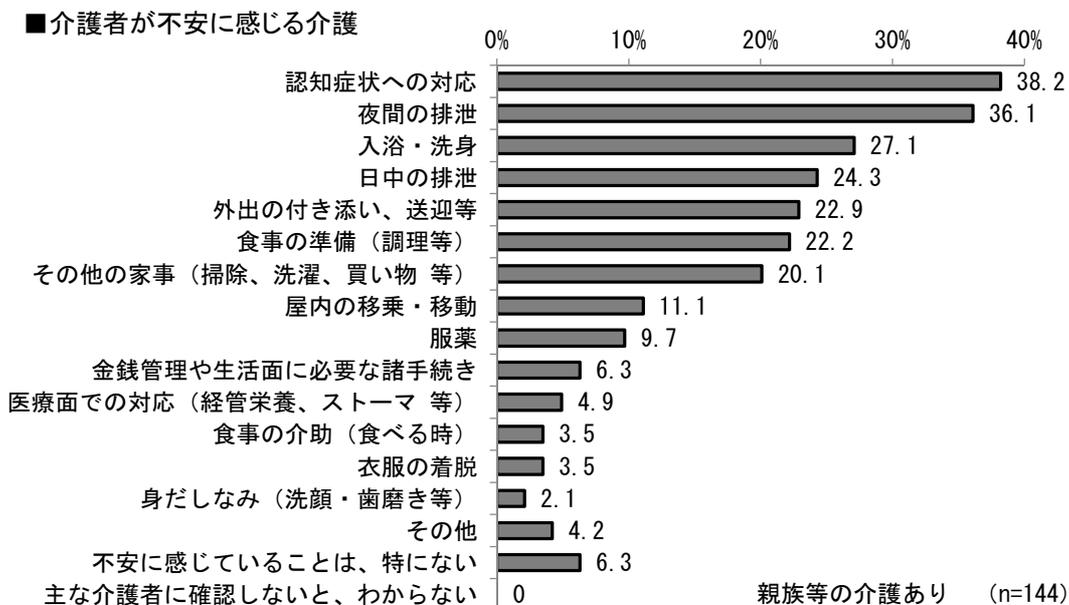
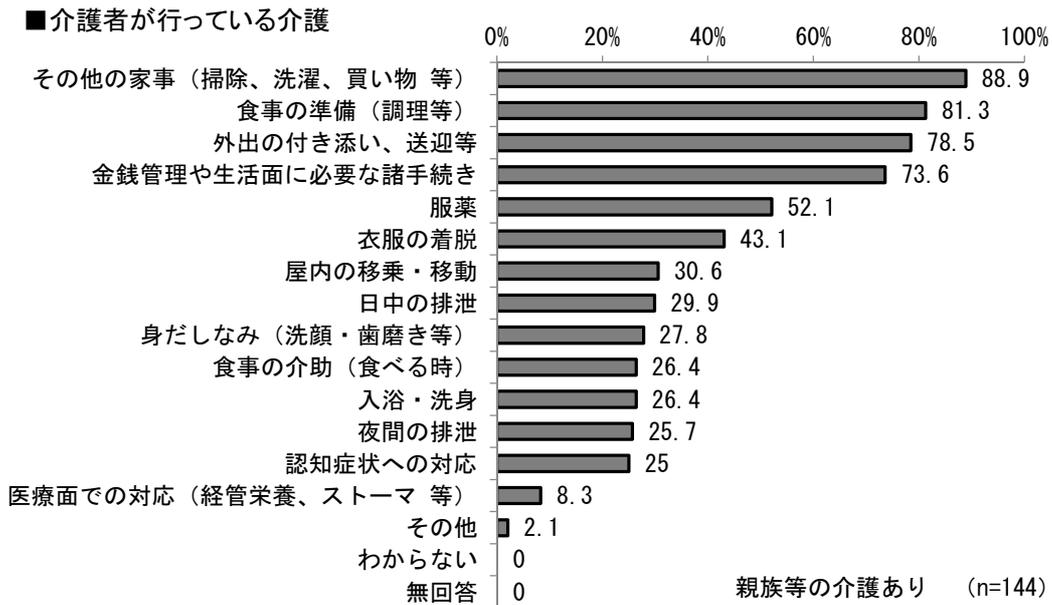
- ・家族等による介護の頻度をみると、「ほぼ毎日」が7割弱で、「週1日以下」を含めると、9割強の方が家族等による介護を受けています。



- ・主な介護者の本人との関係は、「子」が5割弱を占めています。
- ・主な介護者の年齢は 60 歳以上が全体の約6割を占め、そのうち「60 歳代」は4割弱となっています。

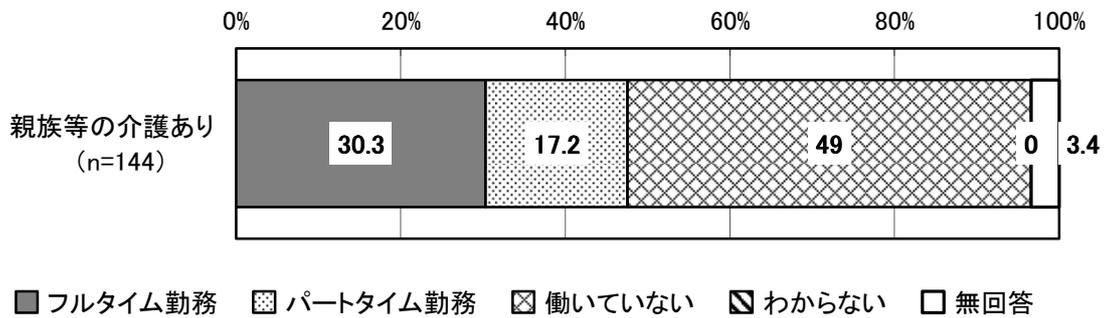
②主な介護者が行っている介護

- 主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が9割弱、「食事の準備（調理等）」が8割強、「外出の付き添い、送迎等」が8割弱となっています。
- 家族介護者等が不安に感じている介護は「認知症状への対応」「夜間の排泄」がそれぞれ4割弱となっています。

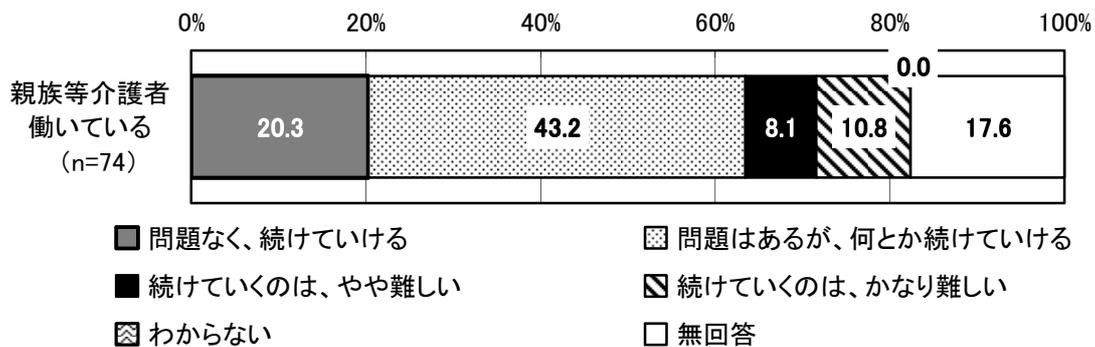


③主な介護者の就労状況

- 主な介護者の勤務形態については、「フルタイム勤務」と「パートタイム勤務」を合わせると半数弱が働いています。



- 働いている主な介護者で、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた割合は 18.9%です。



資料2：事業所アンケート調査結果の概要

○調査の対象

- ・対象：市内の介護サービス事業所

○調査（配布）の方法・時期

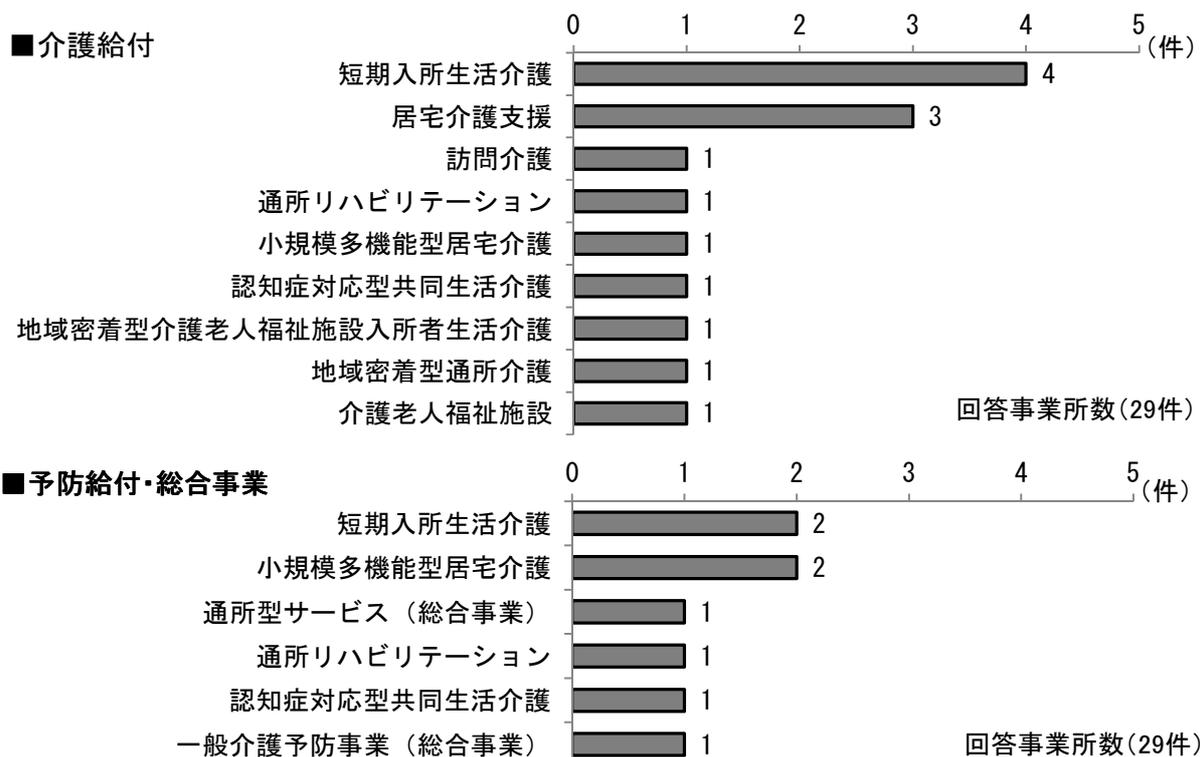
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布・回収時期：平成29年7月

○アンケート票配布数と回収状況

- ・配布数：36件
- ・回収数（率）：29件（80.6%）

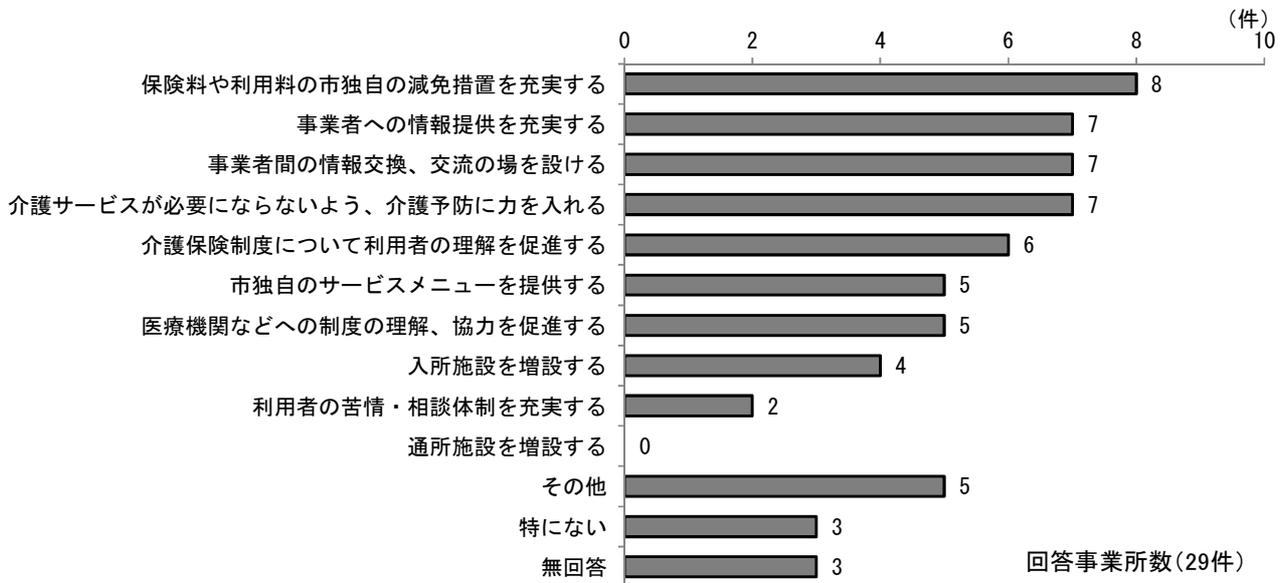
①新設又は拡充したい介護サービス

- ・回答のあった事業所において、2018（平成30）年度から2020年度の3年間に新設又は拡充を検討しているサービスは、介護給付では「短期入所生活介護」が4件、「居宅介護支援」が3件、また、予防給付・総合事業では「短期入所生活介護」「小規模多機能型居宅介護」がそれぞれ2件となっています。



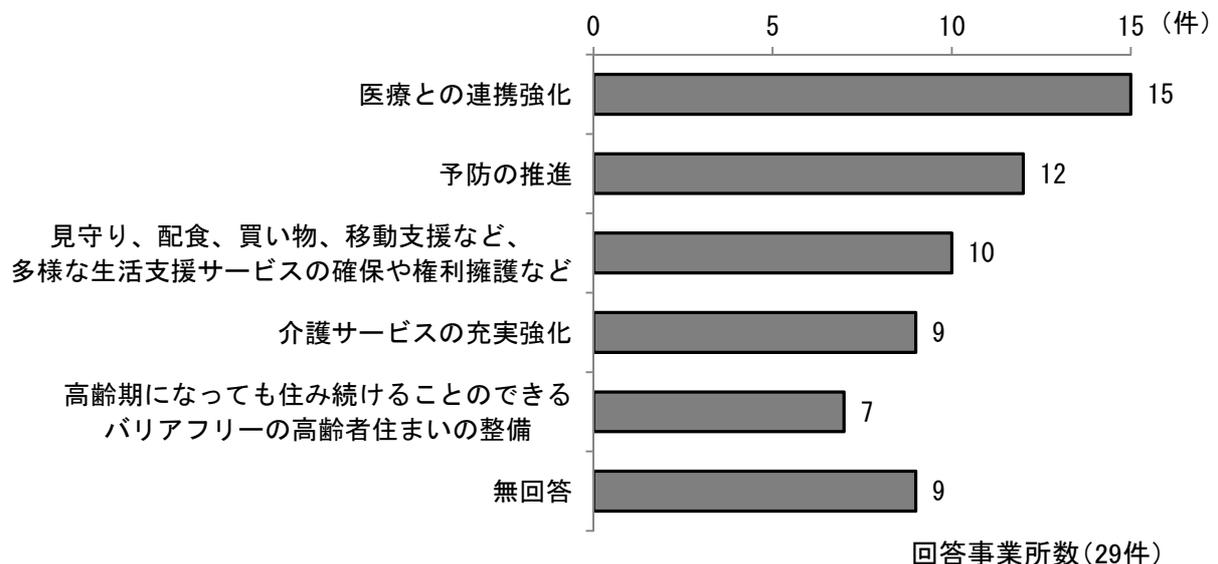
②介護保険制度に関して真岡市に望むこと

- 「保険料や利用料の市独自の減免措置を充実する」が8件（27.6%）と最も多く、次いで「事業者への情報提供を充実する」「事業者間の情報交換、交流の場を設ける」「介護サービスが必要にならないよう、介護予防に力を入れる」がそれぞれ7件（24.1%）、「介護保険制度について利用者の理解を促進する」が6件（20.7%）の順です。



③地域包括ケアシステム

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、市や事業者、ボランティア、その他企業など、市全体で取り組むべき課題は、「医療との連携強化」が15件（51.7%）、「予防の推進」が12件（41.4%）、「見守り、配食、買い物、移動支援など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など」が10件（34.5%）、「介護サービスの充実強化」が9件（31.0%）です。



資料3：用語の説明

あ行

【アセスメント（課題分析）】

要介護者の生活全般にわたってその状態を十分に把握すること。個々の利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために介護サービス計画を立てていく過程で行われるアセスメント手法は、評価方法のことです。

【NPO（エヌ・ピー・オー）】

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

か行

【介護サービス計画（ケアプラン）】

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画のことです。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。

【介護予防】

元気な人も、支援や介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにします。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことです。

【ケアマネジメント】

介護を必要としている人やその家族がもつ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

【権利擁護】

意思能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながらもっている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護することです。

【高額介護サービス費の支給】

サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度です。

【コーホート変化率法】

各歳の年齢層（コーホートと呼びます）が次の年にどれくらい変化するか（例：男女別に 75 歳 → 76 歳、76 → 77 歳・・・と、年齢ごとの変化率）を計算しその変化率が将来も続くと仮定し、年齢ごとに推計を行う方法です。

【後期高齢者】

75 歳以上の方をいいます。

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としています。高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に速く、他の先進諸国がおおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、我が国は30年ほど移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

【高齢者虐待】

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます。平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性的虐待」を定義しています。

さ行

【在宅医療】

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称です。

【社会福祉協議会（略称：社協）】

社会福祉協議会は、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市町村単位に1つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

【消費者被害】

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」、「健康」、「孤独」の3つの大きな不安をもっているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。

【成年後見制度】

財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分ですることが困難であったり、悪徳商法等の被害に遭ったりするおそれのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のことです。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などをします。

【前期高齢者】

65歳から74歳の方をいいます。

た行

【第1号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方をいいます。

【第2号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65未満の医療保険に加入している方をいいます。

【団塊の世代】

第2次大戦後の昭和22～24年生まれの子供のベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14～16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。

【地域包括ケア】

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体で提供することを目指すものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。

【地域包括支援センター】

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能をあわせもつ機関です。

【地域包括ケア「見える化」システム】

都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を、厚生労働省が提供しているシステムです。

管理者機能、推計など保険者に限定されている機能もありますが、一般市民が閲覧することも可能です。<https://mieruka.mhlw.go.jp/>

【特定入所者介護サービス費】

所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付のこと。

な行

【日常生活圏域】

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

【認知症】

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられます。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なります。

【認知症ケアパス】

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをさします。

【認知症サポーター】

「認知症養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）です。

【認知症地域支援推進員】

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図るなどの活動をしています。

は行

【バリアフリー】

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた状態をいいます。

ま行

【民生委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などです。

や行

【要介護者／要支援者】

要介護状態又は要支援状態にあると認定された人のことです。介護又は支援の必要の程度により要介護1～5、又は要支援1、2に区分されます。

ら行

【リハビリテーション】

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練のことです。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれます。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が充てられます。

【老人クラブ】

高齢者自ら老後の人生を健全で豊かなものにする自主的な組織で、概ね60歳以上の方で構成され、レクリエーション、教養を高める活動、社会奉仕活動など広汎に活動しています。市レベル、県レベル、国レベルに連合組織があります。